

証券コード 3727

平成24年3月9日

株 主 各 位

東京都新宿区西早稲田二丁目18番18号
ガイアホールディングス株式会社
取締役社長 鈴木 智也

第27回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第27回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成24年3月26日（月曜日）午後7時までには議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

「郵送による議決権行使の場合」

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

「インターネットによる議決権行使の場合」

当社の指定する議決権行使サイト (<http://www.evote.jp/>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、77ページから78ページの「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|--------|---|
| 1. 日 時 | 平成24年3月27日（火曜日）午後1時 |
| 2. 場 所 | 東京都千代田区永田町二丁目16番2号
星陵会館 ホール
(会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |

3. 株主総会の目的事項

報告事項

1. 第27期（平成23年1月1日から平成23年12月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人
及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第27期（平成23年1月1日から平成23年12月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の件
第2号議案 取締役10名選任の件
第3号議案 補欠取締役2名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書に賛否の表示がない場合には、議案に賛成の表示があったものとさせていただきます。
- (2) 議決権行使書とインターネットによる方法とで重複して議決権を行使された場合には、インターネットによる議決権行使を有効なものとしていただきます。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト
(アドレス <http://www.gaia-hd.com/>) に掲載させていただきます。なお、決議の結果につきましては、書面の発送ではなく、同じく当社ウェブサイトに掲載いたします。

(提供書面)

事業報告

(平成23年1月1日から
平成23年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

(当社グループの事業の内容)

当社グループは、ソフトウェアテクノロジーによって世界中の人々がより充実した生活を楽しめるようにすることを使命として事業を営んでおります。その実現のため、世界中で多くの人々が利用する携帯電話やパーソナルコンピュータ等の民生用電子機器に向け優れたソフトウェア基盤技術(注)を研究開発し販売することを中核事業に据え、その技術を利用する多種多様の魅力的なコンテンツ・サービスを世界中の人々に届ける事業を展開しております。更に、M2M市場等にも革新的な技術やサービスを提供する一方で、携帯電話向けゲームを、アニメーション映画、小説、グッズ等の企画・制作へと展開する総合エンターテインメントの創出に当社のソフトウェア技術を駆使して競争優位性を確保する等、優れたソフトウェア基盤技術を核とした多様なソリューションやサービスの企画・開発を行っております。

中核事業であるソフトウェア基盤技術事業の主な顧客は、様々なソフトウェア基盤技術を必要としている電子機器メーカーや通信事業者です。これらの顧客が、当社の販売する優れたソフトウェア基盤技術を搭載した電子機器をより多く出荷することにより、当社グループにより多くのロイヤリティが製品売上として入ります。更に、当社グループでは、顧客がそれらの電子機器を迅速に市場へ展開できるよう、コンサルティングや共同開発を行い、技術支援売上を得ております。

現在、中核事業の主力製品となっている組み込み向けJavaプラットフォーム「JB1end」は、Java言語で作成されたゲームやGPSナビゲーション等のアプリケーションを実行するためのソフトウェア基盤技術で、日本をはじめとして欧米で普及しております。国内の携帯電話市場においては、既に9割以上の高い搭載率となっております。

また、携帯電話端末メーカー各社からはスマートフォンを含む多種多様な携帯電話端末やタブレット型携帯端末等のハードウェアがリリースされ、国内携

帯通信事業者やメーカー各社から新しいソリューションやサービスが展開される中、いち早くスマートフォン向けのソリューションを開発しライセンスを開始する等、国内携帯通信事業者や携帯電話端末メーカーとの強力な関係を維持・継続し、今後も新しいソリューションやサービスを提供してまいります。

一方、世界人口の過半数を占めるエマージングマーケットを含め多くの地域では、各国の著しい経済発展に伴い、携帯電話端末の普及が急速に進んでおります。このような環境のもと、当社グループでは、成長著しいエマージングマーケットにおいて、携帯電話端末メーカー各社のフィーチャーフォンへのJBlend搭載等により引き続き強い需要を保っております。今後も、海外市場、特にエマージングマーケットにおける当社グループの収益を更に大きく伸ばしてまいります。

M2M市場向けには、携帯電話向けに開発したJBlendのノウハウを基に、M2M機器に向けJava言語で作成されたアプリケーションを実行するための超小型で高性能なソフトウェア基盤技術「WirelessIDEA」の供給を開始し、更に、当社が独自開発したスマートグリッド（次世代送電網）向けの新たなソフトウェア基盤技術「picoJBlend」が、政府主導で送電網の次世代化が推進されている米国市場において採用される等、既に海外市場を中心にこれら新しいソフトウェア基盤技術を提供しております。

また、コンシューマー用、PC用、スマートフォンやタブレット端末用にゲームを提供するゲーム開発会社や、国内外のPC・ゲーム周辺機器メーカー等と協業してワイヤレスコントローラー市場の拡大に取り組み、Android OS向けのワイヤレスゲームコントローラー「JS1」の製造・販売、Android機器用ワイヤレスコントロール基盤「JM1」の製造・販売、並びにJS1と互換性のある周辺機器を開発するための回路設計情報やファームウェアのライセンス提供を開始しております。

当社グループのコンテンツ・サービス等事業においては、携帯電話公式サイト向けコンテンツ・サービスや、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）向けに多彩なジャンルのソーシャルアプリ等を企画・開発・配信・運営し、安定した収益基盤を確立するとともに、携帯電話ゲーム市場において年齢、性別を問わず幅広い支持層を獲得している強みを活かして、大ヒット作品となる新規コンテンツの開発に取り組んでおります。アニメーション制作事業においては、TVや劇場版アニメーションの制作、自社著作権によるアニメーションを中心としたコンテンツの企画・プロデュース・制作、加えて各種媒体向けの映像等、アニメーション映像を中心としながら、それにとどまらないマルチメディアなコンテンツの企画・制作を行っております。

当社グループでは、これらソフトウェア基盤技術のライセンスやコンテンツ・サービスの提供等による従来の事業の収益力強化に加えて、当社のソフトウェア基盤技術を駆使した革新的な事業展開に取り組んでおります。

M2M市場向けには、当社グループが開発した優れたソフトウェアにモジュールや半導体といったハードウェアの付加価値を加えることで、世界中のあらゆる民生用電子機器や生活家電を容易にクラウドに接続するソリューションの企画・開発を行っております。

また、コンテンツ・サービス等事業では、当社グループで企画・開発した携帯電話向けゲームの洗練された世界観を、アニメーション映画、小説、グッズ等の企画・制作へと展開することで、より広く深い世界観を持った多角的な総合エンターテインメントを提供いたします。これらアニメーション等の制作工程においては、従来の手描きによる臨場感のある豊かな表現力を失うことなく、企画・制作過程においてソフトウェア技術を駆使して制作能力を向上させることで、高い生産性と競争力を確保した収益性の高い総合エンターテインメント事業への展開を可能にします。

当社グループは、ソフトウェアテクノロジーによって世界中の人々がより充実した生活を楽しめるようにすることを使命として、事業環境の変化を好機と捉え、世界にない新たなバリューを創造し続けます。

(注) ソフトウェア基盤技術

ソフトウェア基盤技術とは、ソフトウェアを開発したり利用したりする際に、その土台となる技術です。様々な電子機器で共通して必要になるソフトウェアの機能（画面に文字や絵を表示する、音を出す、データの保存や管理を行う、ネットワークを利用する、セキュリティを確保するといった機能）や、ソフトウェアそのものの実行を円滑にする技術等がこれに該当します。

現代の民生用電子機器には、携帯電話から家庭用電化製品に至るまで、そのほとんどに小型コンピュータシステムが組み込まれています。機器に組み込まれたコンピュータシステムは、ビデオの録画予約、エアコンの温度調整、携帯電話でのインターネット接続、電子メール、ゲーム等のアプリケーションを利用するといった機能をユーザーに提供しています。そして、こうした機器固有の様々な機能を実現しているのは、機器の用途に応じて製作され、コンピュータシステムの一部として機器に組み込まれているソフトウェアです。

民生用電子機器の多機能化・高機能化に伴い、機器に組み込まれるソフトウェアはより複雑で高度な処理を行うようになっていきます。

機器で利用されるソフトウェアをより便利で安全なものにし、かつ効率良く開発できるようにするために、ソフトウェア基盤技術は極めて重要なものである、と当社は考えています。

(当連結会計年度の経営成績)

当連結会計年度における当社グループの主な事業分野である携帯電話市場は、国内市場では、国内外の携帯電話メーカー各社によりスマートフォンのラインナップが拡充され、従来型携帯電話からスマートフォンへの移行が加速いたしました。このトレンドが携帯電話端末の買い替え需要を喚起し、モバイルコン

テント市場も急速に拡大しており、携帯電話市場全体が活性化されました。

海外市場においては、特にエマージングマーケットにおいて、携帯通信インフラの整備、富裕層の拡大、中国や台湾等のメーカーによる廉価で高性能な携帯電話端末のリリース等複数の要素により、携帯電話端末の需要は急増しております。

スマートフォンやフィーチャーフォンといった高機能携帯電話端末の需要は世界的に拡大し、コンテンツやアプリケーション等の周辺市場へと広がりを見せております。今後はスマートフォン市場の急速な成長が予想され、世界中の携帯電話メーカー、キャリア、コンテンツプロバイダー各社のボーダレスな企業間競争が更に加速するものと思われまます。

[ソフトウェア基盤技術事業]

中核事業であるソフトウェア基盤技術事業の売上については、国内市場では、当社主力製品のひとつであるJBlendが、フィーチャーフォンに加えAndroid向けにも出荷開始となり、また、既にAndroid向けに出荷をしている「emblend」も国内市場のスマートフォンの出荷増に合わせて堅調に売上を伸ばしました。この結果、特に第4四半期においては、前四半期比でプラス約50%と大幅な売上増となりました。スマートフォン出荷台数比率の急激な増加がありながらも利用者数が飽和している厳しい国内市場において、利益率の高い製品売上を維持し利益に寄与いたしました。

海外市場においては、Samsung、Motorola Mobility Inc.、Huawei Technologies Co., Ltd.等の大手携帯電話メーカーのフィーチャーフォンへのJBlendの搭載数が引き続き強い需要を保っており、前連結会計年度と比較して、海外市場でのJBlend搭載数は増加いたしました。

APAC地域においては、フィーチャーフォン上でスマートフォンと同等に複数のアプリを走らせることを可能にするマルチVMが、MediaTek Inc.、Spreadtrum Communications, Inc.、及びMStar Semiconductor Inc.のプラットフォームに採用されております。また、高機能なチップセットだけではなく、安価なチップセットでも動作するように最適化したJBlendを提供し、搭載数の増加につながっております。

更に、Javaアプリのエコシステムの開発と継続的な発展のために、モバイルコンテンツ業界各社との協業体制を強化しております。携帯電話端末メーカー向けにはスマートフォンのようなユーザーエクスペリエンスを実現するためのコンテンツダウンロード機能等を追加したJBlendを提供し、コンテンツ開発会社には互換性の強化や携帯電話端末メーカーへのプリインストールコンテンツ

として一括提供をする等、積極的に協業関係を進めております。

また、コンシューマー用、PC用、スマートフォンやタブレット端末用にゲームを提供するゲーム開発会社や、国内外のPC・ゲーム周辺機器メーカー等と協業してワイヤレスコントローラー市場の拡大に取り組み、Android OS向けのワイヤレスゲームコントローラーJS1の製造・販売、Android機器用ワイヤレスコントロール基盤JM1の製造・販売、並びにJS1と互換性のある周辺機器を開発するための回路設計情報やファームウェアのライセンス提供を開始しております。

これらの結果、当連結会計年度のソフトウェア基盤技術事業の業績は、売上高4,284,438千円（前連結会計年度売上高4,504,906千円）、営業利益468,190千円（前連結会計年度営業利益257,029千円）となりました。

[コンテンツ・サービス等事業]

コンテンツ・サービス等事業のうち、株式会社ジー・モードが展開する公式コンテンツ配信事業においては、スマートフォンの需要が拡大する中、各ゲームサイトで展開している追加課金型コンテンツによって安定的収益の確保に寄与いたしました。また、当社の月額サービスをご利用のお客様がスマートフォンでも、当社サービスをご利用いただけるように株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモによる新サービス「dメニュー」及びau向け「au one Market」に総合ゲームサイト「テトリス&Getブチアプリ」を配信開始いたしました。当サイトに累計220万ダウンロードを誇る人気コンテンツ「空気読み。」を追加配信する等、収益基盤の更なる拡充に取り組んでおります。また、オープンソーシャル事業においては、スマートフォンでの配信も開始している主力コンテンツ「天空のスカイガレオン」、「TETRIS LEAGUE (テトリスリーグ)」等が売上に貢献しており、今後オープンソーシャル事業の売上高は更に増加するものと見込んでおります。更に、新たな試みとしてテレビアニメと同時にソーシャルゲームやメディアミックス展開を行う新機軸のプロジェクト「戦国☆パラダイス極」を開始いたしました。ドラマCD、主題歌等のグッズ展開も幅広く行っており、新たな事業機会の拡大に取り組んでおります。

当会計年度、新たに当社グループの一員となった株式会社アニメインターナショナルカンパニーによるアニメーション制作事業においては、劇場版「それのおとしもの」が7月に上映され人気を博すとともに、7月から9月にTV放映いたしました「R-15」、「猫神やおよろず」、10月よりTV放映を開始いたしました「ペルソナ4」、「マケン姫っ!」、「僕は友達が少ない」等の制作が売上に貢献いたしました。また、オリジナルDVDの「アトランジャー」が株式会社ジー・モードのコミックマーケットブースにて販売され好評を博しました。第4四半期からは日本のアニメーションとして著名な作品である「宇宙戦艦ヤ

マト2199」の制作に着手し、平成24年度の売上への貢献が期待されます。

これらの結果、当連結会計年度のコンテンツ・サービス等事業の業績は、売上高6,217,622千円（前連結会計年度売上高4,941,956千円）、営業損失46,955千円（前連結会計年度営業損失45,371千円）となりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績につきましては、売上高は10,502,060千円（前連結会計年度売上高9,446,863千円）となりました。営業損益につきましては、416,020千円の営業利益（前連結会計年度営業利益211,021千円）となりました。経常損益につきましては、支払手数料の計上等により、384,836千円の経常利益（前連結会計年度経常利益163,172千円）となりました。当期純損益につきましては、負ののれん発生益及び固定資産除却損の計上等により、510,456千円の当期純利益（前連結会計年度当期純利益333,842千円）となりました。

②設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資額は、市場販売目的のソフトウェアを自社開発することを目的とした投資を中心に772,891千円であります。

③資金調達の状況

該当する事項はありません。

④事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当社は、平成23年4月1日をもって当社の主力事業であるソフトウェア基盤技術事業のうち国内事業を新設分割の方法により会社分割しました。これにより当社は持株会社に移行し、商号を「ガイアホールディングス株式会社」に変更、会社分割により新設した子会社の商号を当社旧商号の「株式会社アプリックス」といたしました。

⑤他の会社の事業の譲受けの状況

該当する事項はありません。

⑥吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

- ・当社は、国内・海外市場において、更にソフトウェア基盤技術事業分野の事業拡大とコンテンツ事業分野の事業拡大を目指し、平成23年3月10日付で、株式会社アニメインターナショナルカンパニーの発行する株式のうち、自己株式を除く全株式を取得し、同社を子会社化いたしました。
- ・当社は、連結子会社である株式会社ジー・モードと平成23年12月20日を効力発生日とする株式交換を行い、同社を完全子会社といたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 24 期 (平成20年12月期)	第 25 期 (平成21年12月期)	第 26 期 (平成22年12月期)	第 27 期 (当連結会計年度 (平成23年12月期))
売 上 高(千円)	5,195,528	3,537,080	9,446,863	10,502,060
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)(千円)	281,667	△1,051,026	163,172	384,836
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)(千円)	109,637	△1,424,466	333,842	510,456
1株当たり当期純利益又 は1株当たり当期純損失 (円) (△)	1,082.10	△14,059.08	3,294.94	49.46
総 資 産 (千円)	14,073,221	12,659,643	15,354,502	15,387,377
純 資 産 (千円)	13,083,834	11,973,624	13,881,589	13,544,321
1株当たり純資産額 (円)	129,091.45	117,620.02	120,576.50	1,082.80

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数(自己株式を除く)に基づき算出、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数(自己株式を除く)に基づき算出しております。
2. 第27期の平成23年12月20日付で当社普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。なお、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は、株式分割が期首に行われたものとして算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当する事項はありません。

②重要な子会社の状況

当社グループは、当社、連結子会社10社及び持分法適用関連会社3社により構成されております。重要な子会社は、以下のとおりです。

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
iaSolution Inc.	195,870千台湾ドル	100.0%	当社の営業・技術協力・業務委託
株式会社ジー・モード	3,320,723千円	100.0%	携帯端末向けゲームコンテンツの企画、開発、配信、運営
株式会社アニメインターナショナルカンパニー	200,000千円	100.0%	アニメーション企画・プロデュース・制作全般、ゲーム映像制作、コンピュータグラフィック制作、その他エンターテインメント事業全般
株式会社アプリックス	50,000千円	100.0%	当社の営業・技術協力・業務委託

(4) 企業集団の対処すべき課題

①スマートフォン周辺機器及びM2M市場での事業拡大

当社グループでは、携帯電話向けのソフトウェアで長年培ってきたソフトウェア基盤技術の実績、ノウハウ、及び当社グループ会社であるZeemote Technology Inc.の特許技術等を組み合わせ、市場が急拡大しているスマートフォン周辺機器やM2M市場向けソフトウェアとハードウェアの融合による競争力の高い最先端の技術を研究開発し、大手メーカーにライセンスすること等により持続的な事業の成長と収益基盤の拡張に努めております。

既に、Java言語でアプリケーションの開発が可能なM2M市場向けのアプリケーション実行環境WirelessIDEAの提供開始や、当社が独自開発したスマートグリッド（次世代送電網）向けの新たなソフトウェア基盤技術が、政府主導で送電網の次世代化が推進されている米国市場にて採用されております。

当社グループのZeemote Technology Inc.では、スマートフォン用ワイヤレスゲームコントローラーJS1を国内外で発売し、国内外のPC・ゲーム周辺機器メーカーには、Android機器用ワイヤレスコントロール基盤JM1の製造・販売、並びにJS1と互換性のある周辺機器を開発するための回路設計情報やファームウェアのライセンス提供を開始しております。これらZeemote Technology Inc.の製品

売上やライセンス売上を急速に伸ばすためには、Zeemote Technology Inc.の特許技術や規格に対応するゲーム等のアプリケーションが増加しなければなりません。このため当社グループでは、ゲーム等のアプリケーション開発会社向けにソフトウェア開発キットを無償で提供する等して、今後期待されているスマートフォン用周辺機器市場の拡大にも積極的に取り組んでおります。

更に、当社グループが開発した優れたソフトウェアにモジュールや半導体といったハードウェアの付加価値を加えることで、世界中のあらゆる民生用電子機器や生活家電を容易にクラウドに接続するという革新的な事業開発にも取り組んでおります。M2M通信が期待される適用分野や領域は広大であり、この巨大市場でタイムリーにモジュールや半導体等の当社製品を供給できる開発体制の構築や供給力の拡充を急速に進めております。

このように、急速な拡大を続けるスマートフォン用周辺機器やM2M市場に対して競争力の高い製品・ソリューション群を研究開発して供給することで、M2M市場による収益を携帯電話市場に次ぐ当社グループの柱として確立することが、今後の持続的な事業の成長のために重要であると考えております。

②総合エンターテインメントへの展開

当社グループのコンテンツ・サービス等事業の新しい収益モデルとして、当社グループで企画・開発した携帯電話向けゲームの洗練された世界観を、アニメーション映画、小説、グッズ等の企画・制作へと展開することにより、より広く深い世界観を持った多角的な総合エンターテインメントを提供するという新たなビジネスモデルを確立していく必要があります。

携帯電話向けゲームを総合エンターテインメントへと展開する上では、アニメーション等の制作工程において、従来の手描きによる臨場感のある豊かな表現力を失うことなく、企画・制作過程においてソフトウェア技術を駆使して制作能力を向上させることが競争力の源泉となります。より具体的には、通常2年程度を要するアニメーション映画の制作を、当社グループのソフトウェア技術を駆使して6か月程度で制作すること等により、高い生産性と競争力を確保した収益性の高い総合エンターテインメント事業への展開を可能にします。

また、総合エンターテインメント事業においては、当社グループで企画・開発したゲームを出発点として多角的に事業展開するため、人気の高いゲームを取りそろえることが必要不可欠となります。当社グループの株式会社ジー・モードでは、これまでにリリースした携帯電話向けゲームに加えて、更なる大ヒット作品となる新規コンテンツの開発に取り組んでおります。

③グローバルな経営体制の確立

現在当社グループでは、国内外の組織や事業の再編成により、当社グループ全体の一体的な経営戦略の推進力強化に取り組んでおります。特に海外市場においては、①当社グループ各社がそれぞれに持つ海外での販売チャネル、②世界的に評価の高い「日本ブランド」のゲームやアニメーション等のコンテンツ・サービス、③その土台となる世界最先端技術を駆使したソフトウェア基盤技術、等の当社グループの強みやリソースを最適に組み合わせて海外事業を強力に推進することで大きな成功を収めることができると考えております。更に、海外の証券取引所への上場等も視野に入れ、グローバルブランドの確立、グローバルマーケティング力の向上を図り、新たな付加価値を創出し、全世界の人々に新たなエンターテインメントやライフスタイルを提供できる、オンリーワンのグローバル企業集団の地位を確立することが、今後のグローバル競争力の更なる強化のために重要であると考えております。

④優秀な人材の確保

当社グループの成長戦略を実行して収益性を高め、ひいてはステークホルダーの皆様の利益に貢献するためには、当社国内外において優秀な人材を確保することが必要不可欠です。経営戦略やビジョンの共有、従業員のモチベーションを向上させる労働環境の整備、業務のシステム化による業務効率の向上、株価に連動した報酬制度の検討等、全社一丸となって事業を推進し、ソフトウェアやコンテンツ・サービスの開発や制作に喜びを感じられるような魅力的な企業集団を形成し、長期的かつ安定的な人材の確保及び優秀な人材の獲得につなげたいと考えております。

(5) 主要な事業内容（平成23年12月31日現在）

当社グループは、ソフトウェア基盤技術事業及びコンテンツ・サービス等事業を行っておりますが、各事業の内容は以下のとおりです。

[ソフトウェア基盤技術事業]

- ①組み込み向けソフトウェアの研究、開発及び販売
- ②パソコン向けソフトウェアの研究、開発及び販売

[コンテンツ・サービス等事業]

- ①携帯端末向けゲームコンテンツの企画、開発、配信、運営
- ②アニメーション企画・プロデュース・制作全般、ゲーム映像制作、コンピュータグラフィック制作、その他エンターテインメント事業全般

(6) 主要な事業所 (平成23年12月31日現在)

①当社 本社	東京都 新宿区
②株式会社ジー・モード	東京都 渋谷区
③株式会社アニメインターナショナルカンパニー	東京都 練馬区
④株式会社アプリックス	東京都 新宿区
⑤iaSolution Inc.	台湾 台北市

(7) 使用人の状況 (平成23年12月31日現在)

①企業集団の使用人の状況

事業のセグメントの名称	使用人数	前連結会計年度末比増減
ソフトウェア基盤技術事業	251名	-55名
コンテンツ・サービス等事業	239名	53名
合計	490名	-2名

- (注) 1. 使用人数は、当社グループから当社グループ外への出向者 (3名) を含みません。
2. 当社グループ外から当社グループへの出向者はおりません。
3. ソフトウェア基盤技術事業の使用人数の減少の主な要因は、新規雇用の抑制及び自然減等によるものであります。またコンテンツ・サービス等事業の使用人数の増加の主な要因は、当連結会計年度より株式会社アニメインターナショナルカンパニーが当社の連結子会社となったこと等によるものです。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
7名	-133名	41.02歳	7.57年

- (注) 1. 使用人数は、子会社から当社への出向者のみで構成されております。
2. 使用人数が前事業年度末に比べ133名減少しておりますが、主として会社分割による持株会社体制への移行により、新設分割子会社である株式会社アプリックスが使用人を継承したことによるものです。

(8) 主要な借入先の状況 (平成23年12月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、平成23年4月1日に、商号をガイアホールディングス株式会社に変更いたしました。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成23年12月31日現在）

①発行可能株式総数	35,000,000株
②発行済株式の総数	12,553,930株
③株主数	13,114名
④大株主（上位10位）	

株 主 名	所 有 株 式 数	持 株 比 率
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	1,500,000株	11.94%
郡 山 龍	1,080,000	8.60
株式会社ドコモ・ドットコム	300,000	2.38
モルガンスタンレーアンドカンパニー インターナショナルピーエルシー	191,332	1.52
バンク オブ ニューヨーク ジーシー エム クライアント アカ운ツ ジェーピー アールイーシー アイテ ィーアイシー	155,971	1.24
有 限 会 社 宮 地 商 事	120,000	0.95
カブドットコム証券株式会社	113,600	0.90
ザ バンク オブ ニューヨーク ージャスディック トリーティー ア カウント	100,000	0.79
K G I A S I A L I M I T E D	85,200	0.67
秋 本 一 之	68,500	0.54

(注) 持株比率は自己株式(1,400株)を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ①当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
(旧商法に基づいて決議された新株予約権の状況)
(平成23年12月31日現在)

発行決議日		平成15年8月29日	平成17年5月25日
新株予約権の数		503 個	115 個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 150,900 株 (新株予約権1個につき300株)	普通株式 34,500 株 (新株予約権1個につき300株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 200,100 円 (1株当たり 667 円)	新株予約権1個当たり 2,095,500 円 (1株当たり 6,985 円)
権利行使期間		平成17年9月1日から 平成24年8月29日まで	平成19年4月1日から 平成26年3月23日まで
行使の条件		(注) 1	(注) 1
役員 の 保 有 状 況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数: 20 個 目的となる株式数: 6,000 株 保有者数: 1 人	新株予約権の数: 30 個 目的となる株式数: 9,000 株 保有者数: 1 人
	社外取締役	新株予約権の数: 1 個 目的となる株式数: 1 株 保有者数: 1 人	新株予約権の数: 1 個 目的となる株式数: 1 株 保有者数: 1 人
	監査役	新株予約権の数: 1 個 目的となる株式数: 1 株 保有者数: 1 人	新株予約権の数: 1 個 目的となる株式数: 1 株 保有者数: 1 人

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 各新株予約権は、1個につきその全部を行使することを要し、一部行使はできないものとする。
 - (2) 新株予約権の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。
 - (3) その他の権利行使の条件は、当社の取締役会決議に基づき、当社と被割当者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
2. 上記取締役保有分の新株予約権は、当社取締役が取締役就任前に取得し、行使できる新株予約権であります。
 3. 平成23年12月20日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行ったことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使に際して出資される1株当たりの財産の価額」が調整されております。

②当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

当社と株式会社ジー・モードとの間の株式交換契約に基づき、当該株式交換の効力発生日である平成23年12月20日付で、株式会社ジー・モードの新株予約権に代えて交付した新株予約権

第G-2回新株予約権の内容

発行決議日	平成23年11月24日
新株予約権の数	22個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 3,256株 (新株予約権1個につき148株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 2,178円
権利行使期間	平成23年12月20日から平成25年6月27日まで
行使の条件	(注)
使用人等への交付状況	子会社の役員1名、使用人8名

- (注) 1. 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において株式会社ジー・モードの取締役、監査役又は従業員いずれかの地位を保有していること、あるいは、株式会社ジー・モードとの顧問契約を締結している場合に限る。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
2. 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。
3. その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「第G-2回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

第G-3回新株予約権の内容

発行決議日	平成23年11月24日
新株予約権の数	600個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 29,400株 (新株予約権1個につき49株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 3,495円
権利行使期間	平成23年12月20日から平成27年6月28日まで
行使の条件	(注)
使用人等への交付状況	子会社の使用人36名

- (注) 1. 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において株式会社ジー・モードの取締役、監査役、従業員、株式会社ジー・モードの協力取引先及び株式会社ジー・モードの取引先の代表者いずれかの地位を保有していること、あるいは、株式会社ジー・モードとの顧問契約を締結している場合に限る。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
2. 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。
3. その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「第G－3回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

第G－5回新株予約権の内容

発行決議日	平成23年11月24日
新株予約権の数	130個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 6,370株 (新株予約権1個につき49株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 3,516円
権利行使期間	平成23年12月20日から平成27年6月28日まで
行使の条件	(注)
使用人等への交付状況	子会社の協力取引先4社、子会社の協力取引先の代表者3名

- (注) 1. 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において株式会社ジー・モードの取締役、監査役、従業員、株式会社ジー・モードの協力取引先及び株式会社ジー・モードの取引先の代表者いずれかの地位を保有していること、あるいは、株式会社ジー・モードとの顧問契約を締結している場合に限る。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
2. 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。
3. その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「第G－5回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

第G－7回新株予約権の内容

発行決議日	平成23年11月24日
新株予約権の数	370個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 18,130株 (新株予約権1個につき49株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 3,950円
権利行使期間	平成23年12月20日から平成27年6月28日まで
行使の条件	(注)
使用人等への交付状況	子会社の役員1名、使用人1名、子会社の協力取引先の代表者1名

- (注) 1. 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において株式会社ジー・モードの取締役、監査役、従業員、株式会社ジー・モードの協力取引先及び株式会社ジー・モードの取引先の代表者いずれかの地位を保有していること、あるいは、株式会社ジー・モードとの顧問契約を締結している場合に限る。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
2. 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。
3. その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「第G－7回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (平成23年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 CEO	郡山 龍	株式会社ジー・モード 代表取締役社長 Director, iaSolution Inc. 株式会社アプリックス 社外取締役
取締役社長 兼 COO	鈴木 智也	執行役員常務 株式会社ジー・モード 取締役CTO Director, iaSolution Inc. 株式会社アプリックス 代表取締役CEO
取締役	房 達 章	執行役員常務 Director, Chairman, iaSolution Inc.
取締役	伊藤 洋	執行役員 Supervisor, iaSolution Inc. 株式会社アプリックス 社外取締役
取締役	詹 兆 源	執行役員
取締役	岡田 朋之	執行役員 株式会社アプリックス 取締役
取締役	渡邊 信之	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ プロダクト部 技術企画担当部長
取締役	黒崎 守峰	株式会社アイティーファーム 代表取締役社長 Ubitus Inc. 取締役 巧テクノロジー株式会社 代表取締役 トレジャーデータ株式会社 代表取締役
常勤監査役	根本 忍	株式会社ジー・モード 補欠監査役 株式会社アプリックス 監査役 株式会社アニメインターナショナルカンパニー 監査役
監査役	楠木 建	一橋大学大学院 国際企業戦略研究科 教授 ブックオフコーポレーション株式会社 社外取締役
監査役	長橋 賢吾	フューチャーブリッジパートナーズ株式会社 代表取締役

- (注) 1. 取締役渡邊信之氏、黒崎守峰氏は、社外取締役であります。
2. 監査役楠木建氏、長橋賢吾氏は、社外監査役であります。なお、当社は両氏を独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。
3. 平成23年3月29日開催の第26回定時株主総会において伊藤洋氏、詹兆源氏、岡田朋之氏、黒崎守峰氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。

4. 平成23年8月1日付で代表取締役を次のとおり変更しております。

氏 名	新 役 職	旧 役 職
鈴 木 智 也	代表取締役 兼 取締役社長	取締役
郡 山 龍	取締役会長	代表取締役 兼 取締役社長

5. 平成23年12月20日付で代表取締役を次のとおり変更しております。

氏 名	新 役 職	旧 役 職
郡 山 龍	代表取締役 CEO	取締役会長
鈴 木 智 也	取締役社長 兼 COO	代表取締役 兼 取締役社長

②事業年度中に退任した取締役

氏 名	退 任 日	退 任 事 由	退 任 時 の 地 位 ・ 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
河 野 真 太 郎	平成23年3月29日	任期満了	取締役 株式会社ジー・モード 社外取締役 株式会社37 代表取締役
宮 路 武	平成23年7月29日	逝去	取締役 株式会社ジー・モード 代表取締役社長
善 村 賢 治	平成23年10月31日	辞任	取締役 株式会社ジー・モード 取締役

③当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	5名 (2名)	94,606千円 (3,600千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	34,200千円 (8,100千円)
合 計 (うち社外役員)	8名 (4名)	128,806千円 (11,700千円)

- (注) 1. 当事業年度末現在の取締役は8名(うち社外取締役は2名)、監査役は3名(うち社外監査役は2名)であります。上記の取締役の員数と相違しておりますのは、平成23年3月29日開催の第26回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名が含まれていること、無報酬の取締役が4名(うち社外取締役1名)在任しているためであります。
2. 平成13年3月26日開催の定時株主総会決議により、取締役の報酬限度額は年額300万円、監査役の報酬限度額は年額50万円であります。

④社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役渡邊信之氏は、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモのプロダクト部技術企画担当部長を兼務しております。なお、当社と株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモとの間には製品販売等の取引関係があります。
- ・取締役黒崎守峰氏は、株式会社アイティーファームの代表取締役社長、Ubitus Inc. の取締役、巧テクノロジー株式会社の代表取締役及びトレジャーデータ株式会社の代表取締役を兼務しております。なお、当社は株式会社アイティーファーム、Ubitus Inc.、巧テクノロジー株式会社及びトレジャーデータ株式会社との間には特別な関係はありません。
- ・監査役長橋賢吾氏は、フューチャーブリッジパートナーズ株式会社の代表取締役を兼務しております。当社はフューチャーブリッジパートナーズ株式会社との間には特別な関係はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役楠木建氏は、ブックオフコーポレーション株式会社の社外取締役を兼務しております。なお、当社はブックオフコーポレーション株式会社との間には特別な関係はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

	活動状況
取締役 渡 邊 信 之	当事業年度に開催された取締役会11回のうち10回に出席いたしました。情報通信分野における豊富な経験と幅広い識見を活かし意見を述べる等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役 黒 崎 守 峰	平成23年3月29日の就任以降に開催された取締役会8回すべてに出席いたしました。取締役会において、経営者として豊富な経験と幅広い識見を活かし意見を述べる等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役 楠 木 建	当事業年度に開催された取締役会11回のうち7回に出席し、監査役会13回すべてに出席いたしました。取締役会及び監査役会において、主に経営学者として専門的見地から監視・監督を行い意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監査役 長 橋 賢 吾	当事業年度に開催された取締役会11回すべてに出席し、監査役会13回すべてに出席いたしました。取締役会及び監査役会において、ITアナリストとしての見地から、技術・財務の両面の監視・監督を行い意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

二. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく社外取締役の損害賠償責任の限度額は、300万円又は法令が規定する額のいずれか高い額とし、社外監査役の限度額は、100万円又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

(4) 会計監査人の状況

①名 称 有限責任監査法人トーマツ

②報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る報酬等の額	30,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	58,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の独立性をはじめとする適正及び職務遂行状況等に留意し、会計監査人が監督官庁から業務停止処分を受ける等、継続してその職責を全うする上で重要な疑義を抱く事象が発生した場合や、その他の事情を総合的に勘案し、解任又は不再任が妥当と判断した場合、監査役会の同意に基づき解任又は不再任を株主総会の付議議案とする方針です。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役及び使用人の職務が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について見直しをし、平成23年6月17日に取締役会において決議された内容の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) コンプライアンス規程を制定し、取締役は法令及びコンプライアンス規程を遵守すると共に、企業倫理の浸透を率先して行う。
 - (2) 取締役は、使用人がそれぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ、業務運営にあたるよう、教育・啓発を行う。
 - (3) 当社は相談・通報体制を設け、社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、又は行われようとしていることを取締役並びに使用人等が知った際に、内部監査室、常勤監査役又は社外弁護士に通報できる体制を整備する。
 - (4) 会社は通報者の希望により匿名性を保障すると共に、通報者に対して不利益な扱いをしない。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 当社は、法令・社内規程に基づき、文書等作成、保存及び管理を行う。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 業界リスク、マーケットリスク、戦略意思決定リスク等の戦略リスクについては、全執行役員で構成する執行役員会において管理を行う。
 - (2) 日常の業務活動が抱える事業リスクについては、事業部門毎に執行役員を中心に、必要な場合には会計監査人、各顧問（会計・税務・法律等）等の助言を得つつ、この管理を行う。

- (3) 事業リスクのうち、重大と認められるもの、及び複数の事業部門又は子会社に関係するものについては、取締役会がリスクの分析を行い、管理の指針を定める。
 - (4) 上記の記載にかかわらず、当社グループ全体に重要な影響を与えると考えられるリスクについては、取締役会にて審議し、管理の指針を定める。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1) 取締役のうち複数名を社外取締役とし、取締役会の意思決定の妥当性を高める。
 - (2) 執行役員制度により、業務執行を迅速化し、かつ権限と責任を明確化する。
 - (3) 取締役会を四半期に1回開催し、重要事項の審議・決定するほか、取締役並びに執行役員の監督を行う。
 - (4) 原則として毎週1回、全執行役員で構成する執行役員会を開催し、業務執行に関する重要事項に係る意思決定を迅速に行うと共に、中長期の製品開発戦略並びに年度予算等について議論し、全社的な目標を設定する。
 - (5) 各部門はその戦略並びに予算等に基づき、目標達成に向けた具体策を立案・実行する。
 - (6) 業務の効率化とコストダウンを図るため、弾力的な組織改変、電子化に取り組む。
5. 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1) 顧問弁護士や社内弁護士と連携し、企業集団全体としてコンプライアンスを推進する。
 - (2) 当社の執行役員会は、連結子会社を含む企業グループ全般にわたる内部監査を統括しグループ内部の有効性を監査する。
 - (3) 子会社から当社の執行役員に起用すること等で、企業集団全体としての重要方針の決定に参加させ、情報の共有化を図る。
 - (4) 子会社の経営については、自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行う。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人（補助使用人）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- (1) 監査役の職務を補助すべき使用人としてスタッフを配置する。
 - (2) 研修等を通じて当該使用人の技能の向上を図ると共に、監査役から要望がある場合、必要に応じて使用人の変更、増員等を行うものとし、その人事については取締役と監査役が意見交換を行い決定する。
7. 前号の補助使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (1) 他の使用人に補助使用人を兼務させる場合は、監査役の補助業務についての指揮命令は監査役が直接行うものとする。
 - (2) 監査役の補助業務に関する使用人の報酬等の人事考課及び人事異動については監査役の意見を取り入れ決定する。
8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
- (1) 取締役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告する。
 - (2) 常勤監査役に重要な意思決定の過程及び業務の執行状況の把握を容易ならしめるため、代表取締役より適宜報告を行う。
 - (3) 常勤監査役は、必要に応じ稟議書その他業務執行に関する文書を閲覧し、取締役又は使用人にその説明を求めることとする。
9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査役は当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツから会計監査内容について説明を受けると共に、情報の交換を行うなど連携を図っていく。

10. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、公正な経営を実現するため、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力又はそれらに関する企業・個人とは取引関係その他いかなる関係も持たないことを基本方針とする。反社会的勢力による不当な要求には、警察当局等と連携しながら毅然たる態度で対応するものとし、断固たる姿勢で反社会的勢力との関係排除に取り組んでいく。

11. 財務報告の信頼性に係る内部統制を確保するための体制

- (1) コンプライアンス、企業行動基準を実践するための統制環境を適切に整備、運用する。
- (2) 財務報告の重要な事項に虚偽記載が発生するリスクへの適切な評価及び対応を行う。
- (3) 財務報告の重要な事項に虚偽記載が発生するリスクを低減するための体制を適切に整備及び運用する。
- (4) 真実かつ公正な情報が識別、把握及び処理され、適切な者に適時に伝達される仕組みを整備及び運用する。
- (5) 財務報告に関するモニタリングの体制を整備し、適切に運用する。
- (6) 財務報告に係る内部統制に関するITに対し、適切な対応を行う。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業体質強化のために経営基盤の充実を図り企業価値を向上すると共に、株主の皆様に対して利益を還元することを重要な課題と位置づけております。

当社は、今後とも継続して企業価値の向上に努めてまいりますと同時に、当期は配当可能利益がないことから配当を実施しておりませんが、収益力の向上に注力し利益を積み上げることで配当を可能とする剰余金を確保することで、中長期的な視点で当社株式を保有していただいている株主の皆様へ、継続的な配当を実現できるようにしていく方針であります。

内部留保につきましては、配当とのバランスを勘案しつつ、企業価値の向上に寄与する事業基盤の構築、優秀な人材の確保、新規事業の創出、M&A等の戦略的な投資に充当し、将来にわたる株主利益確保のために有効に役立ててまいります。

(7) 会社の支配に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に定義されているもの）として、当社株式等の大量買付行為に関する対応プラン（買収防衛策）を定めております。

<当社株式等の大量買付行為に関する対応プラン（買収防衛策）について>

本プランにおいて、「大量買付行為」とは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、予め当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。）を意味し、「大量買付者」とは、大量買付行為を行う者及び行おうとする者を意味します。

なお、会社法、金融商品取引法並びにそれらに関する政令、内閣府令及び省令等の関係法令並びに金融商品取引所の規則等（以下、総称して「法令等」といいます。）に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があり、これらが施行された場合には、本プランにおいて引用する法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に、それぞれ読み替えられるものとします。

（注1）特定株主グループとは、①当社の株券等の保有者（金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）、②当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）、③上記①②の者の関係者（①又は②の者に助言を行うファイナンシャル・アドバイザー、弁護士又は会計士等を含みます。）を意味します。（注2）議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、（i）特定株主グループが当社の株券等の保有者及びその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）又は（ii）特定株主グループが当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等を行う者及びその特別関係者である場合の当該買付け等を行う者及び特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。（注3）株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

1. 企業価値・株主共同の利益に関する考え方

当社グループ（「当社グループ」とは、当社と会社法上の当社子会社を含む企業集団を指します。）は、売れる製品を実現するための魅力的な技術を開発する研究開発型企業を目指し、パーソナルコンピュータを含む民生用電子機器向けソフトウェア基盤技術の研究開発と販売を行っております。当社グループが独自の技術にて開発し提供しているソフトウェア製品は、既に全世界で5億台を超える携帯電話やデジタルテレビ等の民生用電子機器に利用されており、さらに毎年1億台以上の新たな製品に搭載され出荷され続けております。特に日本の携帯電話においては、全出荷台数の9割以上に当社製品が使われており、海外にて利用されている分も含め、これらの民生用電子機器の機能を実現するために不可欠な構成要素となっております。このような基盤技術の提供が滞ることは、民生用電子機器を製造している国内外の数多くの企業の製品出荷に多大な影響を与えるだけでなく、もはや一般市民の社会生活に欠かせないライフラインとなっている携帯電話の利用にも支障をきたす事態を招来することになります。

当社の企業価値は、このように民生用電子機器の不可欠な構成要素となっている当社グループの独自の技術に基づくソフトウェア製品が、携帯電話メーカーや通信事業者等、ひいては一般市民に安定的・継続的に供給されることによって生み出されるものです。当社がかかるソフトウェア製品を安定的・継続的に供給することが出来なくなれば、多くの当社の顧客先が他社製品にシフトすることが予想され、当社が生み出す将来の収益の合計が著しく毀損されることは明らかであり、当社の企業価値・株主共同の利益が著しく損なわれることとなります。

そもそもソフトウェア製品は、その性質上、人間の英知によってのみ創り出すことが可能であり、自動機械などで製造を代替することが不可能であることに加え、昨今のソフトウェア製品は規模が大きくなり複雑度が増してきているため、開発ノウハウの継承には長期間を要するものとなっています。したがって、万一当社製品の開発に関わっている人材が大量に流出し開発従事者を短期間で大幅に入れ替えざるを得ないような事態が生じた場合や少数であったとしても当社製品の開発の枢要を担う開発従事者が離職するような事態が生じた場合には、品質の急激な劣化を招き、また、当社の企業価値の源泉たるソフトウェア製品の安定的・継続的な供給に支障をきたすこととなります。すなわち、当社の企業価値は、当社が独自の技術にて開発し提供しているソ

ソフトウェア製品の安定的・継続的供給を源泉として生み出されるものであり、かかる安定的・継続的供給のためには開発従事者の雇用関係維持がきわめて重要な要素のひとつとなります。換言すれば、例えば、当社株式の大量買付行為が、開発従事者の流出を招来するおそれがある場合には、当社によるソフトウェア製品の安定的・継続的供給に支障をきたし、当社の企業価値が毀損されるおそれが大きいものといわざるを得ません。

したがって、当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付行為を行う者は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付行為に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

2. 本プランの基本方針・導入目的

近時、企業活動のグローバル化により、わが国においても企業の世界的な事業戦略の一環として他企業の買収が当然に考慮される時代となり、それに伴う新しい法制度の整備も進んでまいりました。そのような潮流のなか、企業構造・企業文化の変化等を背景として、対象会社の取締役会の賛同を得ずに行われる企業買収、いわゆる「敵対的買収」の動きも顕在化しつつあります。

当社取締役会は、このような当社の買収を企図した大量買付行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。当社株式の大量買付行為を受け入れるか否かの判断は、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様判断に委ねられるべきものと考えております。

しかしながら、突如として大量買付行為が実施された場合、株主の皆様が大量買付行為の是非を判断する十分な時間と情報が提供されず、結果として当社の企業価値・株主共同の利益が害される可能性は否定できません。

株主の皆様から経営についての付託を受ける当社取締役会としては、このような当社株式の大量買付行為が発生した場合、株主の皆様の判断のために十分な時間を確保し、当社取締役会が、当該大量買付行為に関する情報を収集して、これを評価・検討し、また必要に応じて当該大量買付者との交渉並びに株主の皆様への代替案の提示を行うことが、株主の皆様にとって適切な判断をいただくために極めて重要であると認識しております。これらを遂行するためには大量買付行為に関する一定のルールを定めることが必要であると考えます。また、当社取締役会は、上記の一定のルールを遵守しない大量買付者による大量買付行為、又は、当該ルールを遵守するものの企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがある大量買付行為に対して、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるために客観的・合理的な検討を行った上で相応な対抗措置をとることが必要な場合もあると認識しております。

上記の理由により、当社取締役会は、下記に定める大量買付ルールを設定し、大量買付ルールを遵守しない大量買付者による大量買付行為や企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがある大量買付行為に対しては必要に応じ相応の対抗措置をとることが、当社の企業価値・株主共同の利益の維持・向上に必要と認識し、本プランについて平成21年3月30日開催の第24回定時株主総会において株主の皆様のご承認を得ました。

3. 大量買付ルールの内容

本プランでは、大量買付行為について、事前に大量買付者に対して、大量買付行為にかかる情報の提供を求め、株主の皆様が適切な判断をするために必要な情報や時間を確保し、必要に応じて当社取締役会が大量買付者と交渉を行い、代替案を提示するための手続として、大量買付ルールを定めています。このような一定の手続きにしたがって大量買付行為の適否が判断されること

が、当社グループの企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的に合致するからです。

具体的には、大量買付者には、買付の実行前に、大量買付ルールに従う旨の意向表明書を当社代表取締役役宛に提出いただくものとします。意向表明書には、大量買付者の名称、住所、提案する大量買付行為の概要等を記載していただきます。当社取締役会は、この意向表明書の受領後5日以内に、大量買付者から当初提供していただくべき、当社株主の皆様への判断、後述の独立委員会の勧告及び当社取締役会の意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）のリストを大量買付者に交付します。大量買付者には、本必要情報を当社の定める書式により当社取締役会に提出していただきます。本必要情報の具体的な内容は大量買付者の属性及び大量買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

- ① 大量買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組員その他の構成員を含む。）の概要（資本構成、財務内容、経歴、属性、過去の大量買付行為及び結果等を含む。）
- ② 買付の目的、方法及び内容（買付の対価の価額・種類、買付の時期、関連する取引の仕組み、買付の方法の適法性、買付の実現可能性等を含む。）
- ③ 買付の価格の算定根拠
- ④ 買付の資金の裏づけ（買付の資金の提供者（実質的提供者を含む。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含む。）
- ⑤ 買付の後の当社グループの基本的な経営方針、事業計画、買付の後に於ける当社の従業員、顧客を含む取引先、債権者などの当社グループに係る利害関係者の処遇方針の概要
- ⑥ 買付行為完了後に意図する当社の企業価値・株主共同の利益を向上させるための施策並びに当該施策が当社の企業価値・株主共同の利益を向上させることの根拠
- ⑦ その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

なお、当社取締役会は、大量買付者より受けた情報を精査した結果、それだけでは不十分と判断した場合、回答期限を設けた上で、合理的な範囲で大量買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。また、大量買付行為の提案があった事実及び当社に提出された本必要情報は、当社株主の皆様への判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点（独立委員会から開示勧告があった場合はその時点）で、その全部又は一部を開示します。

4. 大量買付行為の評価・検討期間

当社取締役会は、大量買付者が当社取締役会に本必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合）、又は90日間（その他の大量買付行為の場合）を取締役会による評価・検討・交渉、取締役会としての意見形成及び取締役会による代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます）として与えられるべきものと考えます。したがって、大量買付行為は、取締役会評価期間の経過した後のみ開始されるものとします。取締役会評価期間中、当社取締役会は独立委員会に諮問し、また必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての大量買付行為に対する意見を取りまとめ、公表します。

また、必要に応じ、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することがあります。

5. 対抗措置の発動に係る手続

(1) 独立委員会の勧告

本プランの設計においては、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために大量買付行為に対する合理的・客観的な評価・検討を行う機関として、社外取締役・社外監査役・有識者のいずれかに該当する者の中から取締役会が選任した者により構成される独立委員会を設置することといたしました（独立委員会の構成、役割等については<資料>別添「独立委員会規定の概要」をご参照ください。）。

当社取締役会は取締役会評価期間において、独立委員会に必ず諮問を行うこととし、独立委員会は、諮問を受けた事項について勧告を行います。

独立委員会は、(i) 大量買付者が本プランに定める手続を遵守しない大量買付者（以下「手続不遵守買付者」といいます。）に該当する場合（発動事由①）、又は(ii) 大量買付者が本プランに定める手続を遵守した場合であっても、(a) 当該大量買付行為が企業価値・株主共同の利益を毀損することが明白である濫用的買収に該当すると認めた場合（発動事由②）、もしくは(b) 当該大量買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するおそれがあると認めた場合（発動事由③）には、取締役会に対し、対抗措置を発動することを勧告するものとします。また、独立委員会は、当該大量買付行為が上記発動事由の①、②、③のいずれにも該当しないと認めた場合には、対抗措置を発動しないことを勧告するものとします。下記(2)で述べるとおり、取締役会は、独立委員会から対抗措置を発動しないよう勧告された場合は、これを尊重し対抗措置を発動することはいたしません。また、独立委員会から、対抗措置を発動することを勧告された場合には、これを最大限尊重しつつも、株主の皆様から経営の付託を受け株主に対し最終的な責任を負担する機関として、上記①、②、③の発動事由に該当するか否かについて自らの責任で最終的な判断を行い、対抗措置を発動するか否かを判断するものとします。

なお、上記発動事由②の「当該大量買付行為が企業価値・株主共同の利益を毀損することが明白である濫用的買収に該当する場合」とは、次のいずれかに該当する大量買付行為をいいます。

(ア) 真に当社グループの経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で大量買付行為を行う場合（いわゆるグリーンメーラーの場合）

(イ) 当社グループの経営を一時的に支配して、当社グループの事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密、主要取引先や顧客等を当該大量買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で大量買付行為を行う場合

(ウ) 当社グループの経営を一時的に支配して当社グループの資産（但し、当社の事業遂行上使用する予定のない遊休資産を処分する場合であって、当該資産の処分により当社が将来生み出す収益の合計に悪影響を与えない場合を除く。）を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で大量買付行為を行う場合

(エ) 強圧的二段階買収（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買付行為を行う場合

また、発動事由③の「当該大量買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するおそれがある場合」に該当するか否かの判断に際しては、当社の企業価値が、当社が独自の技術にて開発し提供しているソフトウェア製品の安定的・継続的供給を源泉として生み出されるものであり、かかる安定的・継続的供給のためには開発従事者の雇用関係維持がきわめて重要であることに鑑み、当該大量買付行為によりソフトウェア製品の安定的・継続的供給が妨げられるおそ

れはないか、具体的には、開発技術者が当該大量買付行為によっても当社を離職せず、又は、離職した場合でも当社と当社の顧客先との間の取引関係に影響がなく、当社の顧客先に対して当社が継続して製品の供給を行うことが可能かどうかという点を重要な判断要素として検討することといたします。そして、これらを検討するにあたっては、必ず開発従事者及び当社の顧客先から意見を聴取するものとします。

但し、独立委員会が聴取した開発従事者及び当社の顧客先の意見は、独立委員会が当社取締役会への勧告の内容を決定する際に参考とする一要素として取り扱われるものであり、これのみによって勧告の内容が決定することはありません。

なお、独立委員会は、その判断の合理性・客観性を高めるために、必要に応じて、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

（２）取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会から対抗措置を発動しないことを勧告された場合には、対抗措置の不発動を決議するものとします。

当社取締役会が、独立委員会から対抗措置を発動する旨の勧告を受けた場合は、独立委員会の勧告を最大限尊重しつつ、独自に発動要件を充足するかどうかの判断を行い、所定の場合には株主総会の決議を経た上、本プランに定める対抗措置の発動を決議することができるものとします。また、当社取締役会は、独立委員会から対抗措置を発動する旨の勧告を受けた場合であっても、自らの判断の結果発動事由の①、②、③に該当しないとの判断に至った場合は、対抗措置の不発動を決議するものとします。

当社取締役会は、上記いずれの場合も、決議を行った場合速やかに当該決議の内容その他の事項について情報開示を行うものとします。

① 大量買付者が手続不遵守買付者に該当する場合（発動事由①）

当社取締役会は、独立委員会より発動事由①に該当するとして対抗措置の発動勧告を受けた場合で自らの独立した判断によっても当該大量買付者が手続不遵守買付行為者に該当すると認めた場合は、株主総会の決議を経ることなく、対抗措置の発動を決議することができるものとします。なお、当社取締役会は、独立委員会による別段の勧告がない限り、対抗措置の発動を複数回にわたり行うことができるものとします。

② 大量買付者が本プランに定める手続を遵守した場合

（ア）大量買付行為が企業価値・株主共同の利益を毀損することが明白である濫用的買収に該当する場合（発動事由②）

当社取締役会は、独立委員会より発動事由②に該当するとして対抗措置の発動勧告を受けた場合で自らの独立した判断によっても当該大量買付が企業価値・株主共同の利益を毀損することが明白である濫用的買収に該当すると認めた場合は、株主総会の決議を経ることなく（但し、当社取締役会が株主の皆様の意思の確認を行うことが相当であると判断した場合には株主総会の決議を経た上で）、対抗措置の発動を決議することができるものとします。なお、当社取締役会は、独立委員会による別段の勧告がない限り、対抗措置の発動を複数回にわたり行うことができるものとします。

（イ）大量買付行為が当社の企業価値・株主の共同の利益を著しく毀損するおそれがある場合（発動事由③）

当社取締役会は、独立委員会より発動事由③に該当するとして対抗措置の発動勧告を受けた場合で自らの独立した判断によっても当該大量買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するおそれがあると認めた場合は、株主総会を招集し、株主の皆様意思を確認するもの

とします。その結果、株主の皆様が対抗措置の発動に賛成であると認められる場合は、対抗措置の発動を決議することができるものとします。なお、当社取締役会は、独立委員会による別段の勧告がない限り、対抗措置の発動を複数回にわたり行うことができるものとします。

(3) 株主総会の決議

当社取締役会は、当社取締役会が当該大量買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するおそれがあると認めた場合（発動事由③に該当する場合）、当該大量買付行為に対し対抗措置を発動するか否かについて、株主の皆様意思の確認を行うために株主総会を開催するものとします。このほか、当社取締役会は、当社取締役会が大量買付行為が企業価値・株主共同の利益を毀損することが明白である濫用的買収に該当すると認めた場合（発動事由②に該当する場合）にも、大量買付行為の内容、大量買付者の属性その他諸般の事情を勘案した上で、当社取締役会が株主の皆様意思の確認を行うことが相当であると判断した場合には、当該大量買付行為に対し、対抗措置を発動するか否かについて、株主の皆様意思の確認を行うために株主総会を開催することができるものとします。なお、上記のいずれの場合においても、当社取締役会は、法令等に基づき実務上可能な限り速やかに株主総会を開催するものとします。

6. 本プランにおける対抗措置の概要

当社取締役会が本プランに基づく対抗措置として、新株予約権の無償割当てその他具体的にかなる手段を講じるかについては、法令等及び当社定款上認められるあらゆる対抗措置のうち、その時点で最新の裁判所による判断等を考慮した上最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。

なお、対抗措置のひとつとして、特定買付者等による権利行使は原則として認められないとの差別的行使条件及び当社が特定買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行う場合、本新株予約権の行使期間、行使条件等の内容については、対抗措置としての効果を勘案して変更することがあります。また、本新株予約権の無償割当てを行う場合であると、また、それ以外の手段による場合であることを問わず、当社取締役会は、大量買付行為の内容その他諸般の事情を勘案し、当社取締役会により対抗措置の発動が決議された場合、大量買付者が大量買付行為を撤回・中止することができるような方策を、対抗措置の内容として設けることができるものとします。

なお、本新株予約権の無償割当てがなされた場合で、特定買付者等以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、又は当社による本新株予約権の取得と引換えに、特定買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合には、当該特定買付者等の有する当社株式の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

7. 株主及び投資家の皆様にご与える影響等

(1) 本プラン導入時の株主・投資家の皆様への影響等

本プランは、当社株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大量買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値・株主共同の利益の保護につながるものと考えます。したがって、本プランの導入は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。本プランの導入時点においては、本新株予約権の無償割当て又はその他の新株もしくは新株予約権の発行は行

われませんので、株主及び投資家の皆様の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本プランにおける対抗措置発動時の株主・投資家の皆様への影響等

前述のとおり、当社取締役会は、企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、法令等及び当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、当社株主の皆様（発動要件①、②、③に該当するような大量買付行為を行う大量買付者を除きます。）が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、法令等に従って適時適切な開示を行います。

対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の無償割当てにつきましては、当該新株予約権の割当基準日における当社の最終の株主名簿に記録された株主に新株予約権が無償にて割り当てられますので、当該基準日における最終の株主名簿に記録される必要があります。

なお、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行うことを決議した場合であっても、当社取締役会は、大量買付者が買付行為を撤回した場合又は対抗措置発動を判断した際の前提となった事実関係に変更が生じ、対抗措置発動を実施することが相当でなくなった場合は、新株予約権の割当期日の前日までに新株予約権の無償割当てを中止し、又は、新株予約権の割当期日後、新株予約権の行使期間の初日の前日までに新株予約権を無償にて取得する場合があります。

これらの場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、希釈化を前提に売買を行った株主・投資家の皆様におかれましては、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

8. 本プランの有効期間、廃止

本プランの有効期間は、平成21年3月30日開催の第24回定時株主総会の終結の時から平成23年12月期（2011年度）の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとします。

本プランの導入後、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、又は②当社取締役会で本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。したがって、本プランについては、株主の皆様のご意向に従ってこれを廃止させることが可能です。当社取締役会は、本プランが廃止された場合には、当該廃止について、情報開示を速やかに行います。

（ご参考）

本プランの有効期間は平成23年12月期（2011年度）の事業年度に関する定時株主総会（平成24年3月27日開催の当社第27回定時株主総会）の終結の時までとなっております。当社は平成24年2月23日開催の取締役会において、本プランを当該定時株主総会終結の時をもって有効期間満了により終了し継続しないことを決議しております。

※上記（ご参考）は事業報告の内容を構成するものではなく、株主の皆様のご参考として記載しております。

9. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針等の要件の充足

本プランは、①経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」（以下「指針」といいます。）、②指針の定める原則を基本としつつ、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」、③東京証券取引所の有価証券上

場規程第442条に定める買収防衛策の導入に関する事項の内容を踏まえ、上記指針等の示すところを充足するように設計されております。

(2) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上

本プランは、当社株主の皆様に対し、大量買付行為に応じるか否かについて適切な判断をするための必要且つ十分な情報及び時間を提供するものであり、当社の企業価値・株主共同の利益の最大化を目的として導入されるものです。

また、本プランに定める手続きが遵守されない場合、又は本プランに定める手続きが遵守された場合であっても、本プランに規定される一定の場合には、当社取締役会は所定の手続（株主総会の決議を含む。）を経て対抗措置の発動を決議することがありますが、かかる決議は、当社の企業価値・株主共同の利益を最大化させることのみを目的として行われるよう、本プランは設計されております。

(3) 事前の開示

当社は、大量買付者を含む当社株主の皆様や投資家の皆様の予見可能性を高め、当社株主の皆様適切な選択の機会を確保していただくため、本プランを株主総会において当社株主の皆様のご承認を得て導入するものであり、その目的、内容等を予め具体的に開示します。

また、当社は対抗措置の発動を決議した場合にも、適用ある法令等に従って適時且つ適切に開示を行うものとします。

(4) 株主意思の重視

当社は、株主総会において当社株主の皆様のご承認が得られることを条件として本プランを導入させていただくものです。また、本プランでは、一定の場合には、株主総会において対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様ご意思の確認を行うこととされています。

さらに、8. 「本プランの有効期間、廃止」にて記載したとおり、本プランの有効期間は3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつその有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、この点でも、本プランの存続の適否には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

(5) 独立委員会の設置

当社は、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために大量買付行為に対する合理的・客観的な評価・検討を行う機関として、独立委員会を設置します。独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i) 当社社外取締役、(ii) 当社社外監査役、又は(iii) 社外有識者のいずれかに該当する委員3名以上により構成されます。そして、当社取締役会は独立委員会への諮問を経た上、独立委員会が発動を勧告しない限り、対抗措置の発動を決定することができないものとされています。このように、独立委員会は、当社取締役会がその自己保身のために大量買付行為に対して不当に対抗措置を講じることがないよう、機能するものとされています。

(6) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、「5. 対抗措置の発動に係る手続」にて記載したとおり、株主総会の決議を経ず取締役会決議のみに基づき対抗措置を発動するためには、予め定められた合理的な客観的要件が充足されなければならないように設計されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

(7) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、株主総会の決議によって廃止できるほか、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされているため、当社の株券等を大量に

買い付けた者は、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により本プランを廃止することが可能です。したがって、本プランは、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社においては取締役の期差任期制は採用されていないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

（８）取締役の保身を目的とするものではないこと

上記（２）にて記載したとおり、本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益の最大化を目的として導入されるものであり、当社取締役会が自己保身を目的として導入するものではありません。

また、上記（５）や（６）にて記載したとおり、対抗措置の発動時においても、当社取締役が自己保身を目的として恣意的に発動することを防止するための仕組みを確保しております。

<資料> 別添

独立委員会規定の概要

1. 設置

独立委員会は当社取締役会の決議により設定されます。

2. 構成員

当社取締役会により委嘱を受けた社外取締役、社外監査役又は当社取締役会から独立した有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通する者、実績ある会社経営者等をいう。）3名以上で構成されます。

3. 任期

選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。但し、本プランが廃止された場合は、その時点をもって、全ての委員につき委員としての任期が終了するものとします。

任期の満了前に退任した委員の補欠として選任された委員の任期は、退任した委員の任期の満了する時までとします。

4. 決議要件

独立委員会の決議は、原則として、独立委員会の全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとします。但し、独立委員会の全員が出席できない場合には、独立委員会の決議は、独立委員会の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うものとします。

5. 決議事項その他

独立委員会は、当社に対する大量買付行為が発生した場合には、これに応じ、開発従事者及び当社の顧客先から意見を聴取したうえで、原則として以下の各号に記載された事項について精査、検討、審議等のうえ決定し、その決定の内容をその理由を付して当社取締役会に勧告するものとします。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自ら又は当社取締役の利益を図ることを目的としては行わないものとします。

- ① 大量買付ルールの対象となる大量買付行為の存否
- ② 大量買付者が提供すべき情報の範囲
- ③ 大量買付者が提供した情報の当社株主への開示の時期及び範囲
- ④ 大量買付者が大量買付ルールを遵守したか否か
- ⑤ 大量買付者による大量買付行為に対する代替案の提案の可否
- ⑥ 本新株予約権の無償割当てその他の対抗措置の発動の可否
- ⑦ 本新株予約権の無償割当てその他の対抗措置の発動の中止
- ⑧ その他当社取締役会が独立委員会に諮問した事項

また、独立委員会は、適切な判断を確保するために、上記判断に際して、必要かつ十分な情報収集に努めるものとし、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができます。

連結貸借対照表

(平成23年12月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
流動資産	12,269,740	流動負債	1,831,664
現金及び預金	4,504,712	支払手形及び買掛金	486,904
受取手形及び売掛金	1,634,840	1年内返済予定の長期借入金	13,133
有価証券	5,130,204	リース債務	2,272
商品	112,923	未払金	405,762
仕掛品	527,429	未払法人税等	39,691
繰延税金資産	10,650	前受金	507,075
その他	392,595	賞与引当金	70,148
貸倒引当金	△43,615	その他	306,675
固定資産	3,117,637	固定負債	11,391
有形固定資産	116,730	長期借入金	3,387
建物	17,461	リース債務	218
車両運搬具及び工具器具備品	53,269	繰延税金負債	2,587
土地	46,000	その他	5,198
無形固定資産	2,147,650	負債合計	1,843,056
のれん	823,108	純資産の部	
ソフトウェア	1,219,863	株主資本	14,087,321
ソフトウェア仮勘定	78,924	資本金	13,264,700
その他	25,753	資本剰余金	1,064,463
投資その他の資産	853,256	利益剰余金	△233,127
投資有価証券	268,268	自己株式	△8,714
繰延税金資産	16,496	その他の包括利益累計額	△495,479
その他	568,491	その他有価証券評価差額金	△240,690
資産合計	15,387,377	繰延ヘッジ損益	△15,775
		為替換算調整勘定	△239,013
		新株予約権	△47,521
		純資産合計	13,544,321
		負債・純資産合計	15,387,377

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成23年1月1日から
平成23年12月31日まで）

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		10,502,060
売上原価		6,624,437
売上総利益		3,877,623
販売費及び一般管理費		3,461,603
営業利益		416,020
営業外収益		
受取利息	17,998	
受取配当金	3,935	
投資事業組合運用益	12,930	
補助金収入	10,494	
その他	7,780	53,138
営業外費用		
支払利息	1,003	
投資事業組合運用損	10,352	
支払手数料	59,655	
為替差損	7,168	
その他	6,143	84,322
経常利益		384,836
特別利益		
負ののれん発生益	572,213	
その他	79,740	651,954
特別損失		
固定資産臨時償却費	130,851	
固定資産除却損	153,441	
投資有価証券評価損	63,611	
その他	45,730	393,634
税金等調整前当期純利益		643,155
法人税、住民税及び事業税	89,550	
法人税等調整額	△3,957	85,592
少数株主損益調整前当期純利益		557,563
少数株主利益		47,107
当期純利益		510,456

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成23年1月1日から
平成23年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成22年12月31日残高	13,263,950	—	△743,584	△8,714	12,511,652
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	750	1,064,463			1,065,213
当期純利益			510,456		510,456
株主資本以外の項目 の連結会計年度中の 変動額(純額)					—
連結会計年度中の 変動額合計	750	1,064,463	510,456	—	1,575,669
平成23年12月31日残高	13,264,700	1,064,463	△233,127	△8,714	14,087,321

	その他の包括利益累計額				新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有 価証券評 価差額金	繰延 ヘッジ 損益	為替換 算調 整勘定	その他の包 括利益累計 額合計			
平成22年12月31日残高	△52,121	—	△242,720	△294,841	—	1,664,778	13,881,589
連結会計年度中の変動額							
新株の発行				—			1,065,213
当期純利益				—			510,456
株主資本以外の項目 の連結会計年度中の 変動額(純額)	△188,569	△15,775	3,706	△200,637	△47,521	△1,664,778	△1,912,937
連結会計年度中の 変動額合計	△188,569	△15,775	3,706	△200,637	△47,521	△1,664,778	△337,268
平成23年12月31日残高	△240,690	△15,775	△239,013	△495,479	△47,521	—	13,544,321

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

- | | |
|--------------|--|
| ・連結子会社の数 | 10社 |
| ・主要な連結子会社の名称 | iaSolution Inc.
株式会社ジー・モード
株式会社アニメインターナショナルカンパニー
株式会社アプリックス |

当連結会計年度において、株式会社アニメインターナショナルカンパニーの普通株式を取得したため、株式会社アプリックスを新たに設立したため、それぞれ連結の範囲に含めております。また、株式会社アコースティックは株式会社ジー・モードと合併したため、Zeemote LLC他1社は清算したため、Rococo Software Limitedは支配力が及ばなくなり子会社から関連会社へ変更となったため、それぞれ連結の範囲から除外しております。

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(3) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の数及び主要な持分法適用の関連会社の名称

- | | |
|-------------------|-------------------------|
| ・持分法を適用した関連会社の数 | 3社 |
| ・主要な持分法適用の関連会社の名称 | Rococo Software Limited |

当連結会計年度において、Rococo Software Limitedは支配力が及ばなくなり子会社から関連会社へ変更となったため、戦国☆パラダイス極製作委員会他1社を新たに設立したため、持分法適用の範囲に含めております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

- ・時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

- ・時価を把握することが極めて困難と認められるもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への投資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

ロ. デリバティブ

時価法

ハ. たな卸資産

- ・商品
主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- ・当社
主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- ・連結子会社
個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- ・仕掛品
個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

- ・当社及び国内連結子会社 主として定率法
 - ・在外連結子会社 主に所在地国の会計基準に基づく定額法
- なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～11年
車両運搬具及び工具器具備品	3～15年

ロ. 無形固定資産

- ・市場販売目的ソフトウェア 見込販売数量又は見込販売収益に基づく償却額と、販売可能期間（3年以内）に基づく償却額のいずれか多い金額をもって償却
- ・自社利用ソフトウェア 社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法
- ・その他 定額法

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年12月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

- ハ. 退職給付引当金 一部の在外連結子会社については、現地国の退職給付制度に基づいて退職給付引当金を計上しております。
- なお、当連結会計年度において、年金資産見込額が退職給付債務見込額を超過しているため超過額を投資その他の資産の「その他」に含めております。

④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ. 重要な収益及び費用の計上基準

- ・受注制作のソフトウェアに係る収益及び費用の計上基準
 - ・当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約 工事進行基準
 - ・その他の契約 工事完成基準

ロ. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外連結子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

ハ. 重要なヘッジ会計の方法

- ・ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理
- ・ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…為替予約取引
ヘッジ対象…外貨建予定取引
- ・ヘッジ方針 海外取引における為替変動に対するリスクヘッジのため、為替予約取引を行っております。
- ・ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ有効性の判定は、原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、ヘッジ手段に関する重要な条件がヘッジ対象と同一であり、ヘッジ開始時及びその後においても継続して相場変動が完全に相殺されるものであると想定できる場合にはヘッジの有効性の判定を省略しております。

ニ. 消費税等の会計処理 税抜方式

(5) のれんの償却に関する事項

のれんは、個々の投資の実態に即し、20年以内の期間で均等償却を行っております。

(6) 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

① 資産除去債務に関する会計基準の適用

当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。

これにより、営業利益、経常利益はそれぞれ4,151千円、税金等調整前当期純利益は18,251千円減少しております。

② 連結損益計算書の表示方法の変更

当連結会計年度より、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成20年12月26日）に基づき、「会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令」（平成21年3月27日 平成21年法務省令第7号）を適用し、「少数株主損益調整前当期純利益」の科目で表示しております。

(7) 追加情報

① 固定資産の臨時償却

当社及び国内子会社は、本社をそれぞれ移転する予定であり、当連結会計年度において、移転に際して除却が見込まれる固定資産の耐用年数を移転予定時までの期間に短縮しております。この耐用年数の短縮に伴い、固定資産臨時償却費130,851千円を特別損失に計上しております。

② 市場販売目的ソフトウェアの減価償却の方法

市場販売目的ソフトウェアの減価償却の方法については、従来、見積販売数量を基準として販売数量に応じた割合に基づく償却額と、販売可能期間（3年）に基づく償却額のいずれか多い金額をもって償却としておりましたが、数量以外の指標を基準として収益を獲得する形態が発生し始めたことから、見込販売数量又は見込販売収益に基づく償却額と、販売可能期間（3年以内）に基づく償却額のいずれか多い金額をもって償却することといたしました。

③ 包括利益の表示

当連結会計年度より、「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号 平成22年6月30日）を適用しております。

④ 表示区分の変更

財務アドバイザー等の手数料については、従来、重要性が乏しいため、営業活動から発生する手数料とともに「販売費及び一般管理費」に含めて計上しておりましたが、当社の会社分割に伴う手数料等が発生したことを契機に営業活動以外の費用であることを明確にするため、当連結会計年度より営業外費用の「支払手数料」として計上することといたしました。

この表示区分の変更により、従来の方と比べて営業利益が59,655千円増加しております。なお、経常利益及び税金等調整前当期純利益に影響はありません。

2. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 564,754千円
- (2) 担保に供している資産及び担保に係る債務
- ① 担保に供している資産
- 建物 5,022千円
- 土地 46,000千円
- ② 担保に係る債務
- 1年内返済予定の長期借入金 13,133千円
- 長期借入金 3,387千円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	101,334株	12,452,596株	一株	12,553,930株

(注) 1. 当連結会計年度増加株式数12,452,596株は、ストック・オプションの行使による増加30株、株式分割による増加10,035,036株及び株式交換による増加2,417,530株であります。

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	14株	1,386株	一株	1,400株

(注) 1. 当連結会計年度増加株式数1,386株は、株式分割による増加であります。

(3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	平成14年3月22日 臨時株主総会決議分	平成15年8月29日 臨時株主総会決議分	平成16年5月25日 定時株主総会決議分	平成16年6月24日 取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	15,486株	38,400株	3,000株	3,900株

	平成17年5月25日 取締役会決議分	平成17年12月27日 取締役会決議分	平成23年10月6日 取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	15,000株	9,300株	57,156株

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、将来の事業目的要資に備えるための余剰資金を一定比率の流動性確保を前提に安全かつ有利に運用し、その果実及び差益をもって当社グループの発展に資することを資金運用の基本方針としております。デリバティブ取引は、将来の為替相場の変動による損失の回避等を目的として行っております。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

現金及び預金は、主として普通預金であり、預入先の信用リスクに晒されております。また、外貨建ての現金及び預金は、為替変動の市場リスクにも晒されております。

受取手形及び売掛金は、営業債権であり、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建ての受取手形及び売掛金は、為替変動の市場リスクにも晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、資金運用として保有する債券及びその他の有価証券並びに業務上の関係を有する企業の株式等であり、債券等発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。また、外貨建ての有価証券及び投資有価証券は、為替変動の市場リスクにも晒されております。

支払手形及び買掛金並びに未払金は、ほとんどが1年以内の支払期日となっている営業債務であります。外貨建ての支払手形及び買掛金並びに未払金は、為替変動の市場リスクに晒されております。

未払法人税等は、ほとんどが1年以内の納付期限となっている法人税、住民税及び事業税に係る未払金であります。

デリバティブ取引は、外貨建て取引における為替変動の市場リスクに対するヘッジのための為替予約取引であり、取引相手先の信用リスクに晒されております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針及びヘッジの有効性の評価方法等については、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(4) 会計処理基準に関する事項 ④その他連結計算書類の作成のための重要な事項 ハ、重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。

なお、流動性リスクは、当社グループの手元資金が潤沢であるため、僅少であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 市場リスクの管理

為替変動の市場リスクについては、基本方針、リスク管理体制、権限等を定めた為替リスク管理規程に従い、財務経理部門執行役員の管理の下、担当部署が為替相場の現状及び見通しに基づいた外貨の売買を行うとともに、必要に応じてデリバティブ取引を行っております。為替リスクの管理状況は、定期的に執行役員会議へ報告しております。

有価証券及び投資有価証券の市場価格の変動リスクについては、基本方針、運用、管理手続等を定めた有価証券運用管理規程に従い、定期的に時価や債券・株式等発行体の財務状況を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

ロ. 信用リスクの管理

受取手形及び売掛金の顧客の信用リスクについては、取引の開始、売上債権の管理等を定めた与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

資金運用として保有する有価証券及び投資有価証券の信用リスクについては、有価証券運用管理規程に従い、格付けの高い債券等に限定した運用を行っております。また、保有している債券等の格付けが下がる等の事象が発生した場合には、執行役員会議にて速やかに保有継続の可否を決定する体制としております。

預金の信用リスク及びデリバティブ取引の信用リスクについては、預入先又は取引相手先を国際的に優良な金融機関に限定しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成23年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2．参照）。

	連結貸借対照表計上額 (千円) (*1)	時価 (千円) (*1)	差額 (千円)
① 現金及び預金	4,504,712	4,504,712	—
② 受取手形及び売掛金	1,634,840	1,634,840	—
③ 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	5,224,414	5,224,414	—
④ 支払手形及び買掛金	(486,904)	(486,904)	—
⑤ 未払金	(405,762)	(405,762)	—
⑥ 未払法人税等	(39,691)	(39,691)	—
⑦ デリバティブ取引 (*2)	(27,748)	(27,748)	—

(*1) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

①現金及び預金、②受取手形及び売掛金、④支払手形及び買掛金、⑤未払金、⑥未払法人税等
これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格等によっております。

⑦デリバティブ取引

これらの時価について、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

	連結貸借対照表計上額 (千円)
有価証券及び投資有価証券	
関連会社株式	
① 非上場株式	15,333
その他有価証券	
① 非上場株式	23,422
② 投資事業有限責任組合出資金	135,303
計	174,058

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、本表には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)
現金及び預金	4,504,712	—
受取手形及び売掛金	1,634,840	—
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの 債券(社債)	3,500,000	—
合計	9,639,552	—

5. 企業結合等に関する注記

(1) 取得による企業結合

① 企業結合の概要

イ. 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社アニメインターナショナルカンパニー

事業の内容 アニメーション制作事業

ロ. 企業結合を行った主な理由

当社グループの主な事業分野である携帯電話市場においては、国内外ともにスマートフォンをはじめとする高性能携帯端末への急速なシフトが発生しており、無線帯域も拡大を続けております。

高性能携帯端末の普及と無線帯域の拡大は、新たなライフスタイルのためのコンテンツの拡充を促し、漫画・書籍・映画など、従来であれば端末の性能や無線帯域により制限されていたコンテンツが解放される環境が整いつつあります。

このような事業環境においては、ソフトウェア基盤技術とコンテンツが密接に連携しあう事により、エンドユーザへの新たなライフスタイルの提案、市場の活性化と拡大、ソフトウェア基盤技術へのフィードバックという好循環を起こす事が出来ます。

ハ. 企業結合日

平成23年3月10日

ニ. 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

ホ. 結合後企業の名称

株式会社アニメインターナショナルカンパニー

ヘ. 取得した議決権比率

企業結合直前に所有していた議決権比率 —

企業結合日に追加取得した議決権比率 100.0%

取得後の議決権比率 100.0%

ト. 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金により株式会社アニメインターナショナルカンパニーの株式を取得したためであります。

- ② 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間
平成23年4月1日から平成23年12月31日まで
- ③ 被取得企業の取得原価及びその内訳
- | | | |
|------------|-----------|-----------|
| 取得の対価 | | 683,000千円 |
| 取得に直接要した費用 | アドバイザー費用等 | 55,028 |
| 取得原価 | | 738,028 |
- ④ 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
- イ. 発生したのれん
935,966千円
- ロ. 発生原因
当社の投資に対応する時価純資産が取得原価を下回ったためであります。
- ハ. 償却方法及び償却期間
5年間にわたる均等償却
- ⑤ 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳
- | | |
|------|-----------|
| 流動資産 | 336,283千円 |
| 固定資産 | 212,362千円 |
| 資産合計 | 548,646千円 |
| 流動負債 | 781,185千円 |
| 固定負債 | 13,299千円 |
| 負債合計 | 794,484千円 |
- ⑥ 企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法
- イ. 影響の概算額
- | | |
|-------------|------------|
| 売上高 | 249,647千円 |
| 営業利益 | △137,070千円 |
| 経常利益 | △136,409千円 |
| 税金等調整前当期純利益 | △136,409千円 |
| 当期純利益 | △129,178千円 |
| 1株当たり当期純利益 | △12円52銭 |
- ロ. 算定方法
企業結合日が当連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算定された売上高及び損益情報と当社の連結損益計算書における売上高及び損益情報との差額を、影響の概算額としております。
なお、影響の概算額については監査証明を受けておりません。

(2) 共通支配下の取引等

① 取引の概要

イ. 結合当事企業の名称及びその事業の内容

- ・ 結合企業（株式交換完全親会社）

名称 ガイアホールディングス株式会社

事業の内容 ソフトウェア基盤技術事業、コンテンツ・サービス等事業

- ・ 被結合企業（株式交換完全子会社）

名称 株式会社ジー・モード

事業の内容 携帯端末向けゲームコンテンツの企画、開発、配信、運営

ロ. 企業結合日

平成23年12月20日

ハ. 企業結合の法的形式

株式交換

ニ. 結合後企業の名称

変更ありません。

ホ. 取引の目的を含む取引の概要

当社は、昭和61年2月にソフトウェア開発を目的として株式会社アプリックス（旧商号）として設立された後、平成15年12月に株式会社東京証券取引所が開設するマザーズ市場に株式上場を果たしました。その後、平成23年4月1日付で会社分割を行い、持株会社体制に移行し、現在の商号に変更すると同時に、新設した子会社の商号を旧商号の「アプリックス」といたしました。当社は現在、当社及びその各子会社（以下、「当社グループ」と総称する。）が提供するゲームやアニメーション等の多種多様なエンターテインメント・コンテンツ・サービスと、それらコンテンツ・サービスを携帯電話等の電子機器上で快適にご利用いただくための優れたソフトウェア基盤技術を有機的に融合して提供することで、全世界の地域毎の特性を捉えた多様なグローバルビジネスを展開しております。

株式会社ジー・モード（以下、「ジー・モード」という。）は、携帯電話向けゲームの開発及び配信サービスの提供を目的として平成12年7月に設立され、平成14年10月の日本証券業協会への株式店頭登録を経て、平成16年12月に株式会社ジャスダック証券取引所（現JASDAQ市場）へ株式を上場しております。ジー・モードは、携帯電話公式サイト向けコンテンツ・サービスや、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）向けに多彩なジャンルのソーシャルアプリ等を企画・開発・配信・運営しております。

両社は、携帯電話向けソフトウェア基盤技術事業及びコンテンツ・サービス等事業における相乗的な企業価値の向上を図ることを目的として、業務・資本提携関係を継続的に強化する等し、平成23年10月6日現在、当社が所有するジー・モードの総株主等の議決権に対する所有割合は56.84%となっております。その間、当社製品である“iアプリ”自動変換ツール「Mobile Game Deployer」をジー・モードに供給してジー・モード側の低コスト開発を実現したり、当社グループのソフトウェア基盤技術事業の主力製品である組み込み向けJavaプラットフォーム「JBlend」を搭載した海外向け携帯電話端末に、ジー・モードの人気ゲームをプリインストールして提供する等してそのシナジーを発揮し、国内外市場で共同事業を展開してきました。

両社が主として製品やサービス等を提供する携帯電話市場では、国内市場においては、従来型携帯電話端末のシェアが急速に低下してその主戦場がスマートフォンへと移行しており、その急拡大するスマートフォン市場に提供される製品やサービスはますます多様化、複雑化することが予想されます。同時に、世界的にスマートフォンの普及が進むにつれて、モバイル・コンテンツ市場はよりオープンでボーダレスなマーケットへと移行していくと考えられます。

このような環境下において、ジー・モードでは、より高い技術力と、世界市場に受け入れられる魅力的なコンテンツを供給する能力を身につけることが喫緊の課題となっております。

ジー・モードが当社の完全子会社となることにより、当社が持つ海外の販売チャネルや、当社の子会社でアニメーション関連事業を行っている株式会社アニメインターナショナルカンパニーが持つアニメーションの資産や制作能力をこれまで以上に活用し、ジー・モードのグローバルレベルでのコンテンツ供給能力をより高めることが可能になります。また、グローバル競争力の強化のみならず、ジー・モードはより機動的かつ安定的に事業運営に専念することが可能となり経営基盤の強化にもつながります。ジー・モードは、当社の完全子会社となることによるこれら複合的な効果によって、ジー・モードの収益力を飛躍的に向上させることができるとの認識に立ち、本株式交換が必要不可欠な施策であると判断いたしました。

当社では、本株式交換によって、子会社であるジー・モードのグローバル競争力及び経営基盤の強化に加えて、当社グループの一体的な経営戦略の推進力強化にますます取り組むことが可能になります。特に海外市場においては、①当社グループ各社がそれぞれに持つ海外での販売チャネル、②世界的に評価の高い「日本ブランド」のゲームやアニメーション等のコンテンツ・サービス、③その土台となる世界最先端技術を駆使したソフトウェア基盤技術、等の当社グループの強みやリソースを最適に組み合わせ海外事業を強力に推進することで大きな成功を収めることができると考えております。さらに、海外の証券取引所への上場等も視野に入れ、グローバルブランドの確立、グローバルマーケティング力の向上を図り、新たな付加価値を創出し、全世界の人々に新たなエンターテインメントやライフスタイルを提供できる、オンリーワンのグローバル企業集団の地位を確立したいと考えております。

当社及びジー・モードは、本株式交換が当社グループ全体の企業価値の向上につながり、ひいては当社及びジー・モードのステークホルダーに対する将来的かつ継続的な利益を提供する好機になるものと確信しております。

② 実施した会計処理の概要

本株式交換については、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引等として処理しております。

③ 子会社株式の追加取得に関する事項

イ. 被結合企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	1,063,713千円
取得に直接要した費用　アドバイザー費用等	50,491
取得原価	1,114,204

ロ. 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付した株式数

・ 株式の種類別の交換比率及び交付した株式数

会社名	当社 (株式交換完全親会社)	ジー・モード (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当ての内容	1	49.5
本株式交換により交付した株式数	普通株式：2,417,530株	

(注) 1. 株式の割当比率

当社が保有するジー・モードの普通株式（平成23年6月30日現在64,344株）については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

2. 本株式交換により交付する当社の新株式数

当社は、本株式交換に際して、本株式交換により当社がジー・モードの発行済普通株式（ただし、当社が保有するジー・モードの普通株式を除く。）の全部を取得する時点の直前時のジー・モードの株主（ただし、当社を除く。）に対し、その保有するジー・モードの普通株式に代わり、その保有するジー・モードの普通株式の数に49.5を乗じた数の当社の普通株式を交付しております。

3. 1株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、当社の普通株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなるジー・モードの現株主に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、端数の合計数（端数の合計数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。）に相当する数の当社の普通株式を売却すること等により得られる金銭をその端数に応じてお支払いいたします。

・交換比率の算定方法

本株式交換の株式交換比率の公正性を確保するため、両社がそれぞれ別個に両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、当社は三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を、ジー・モードはみらいコンサルティング株式会社を、株式交換比率の算定に関する第三者算定機関としてそれぞれ選定いたしました。

当社及びジー・モードは、それぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果及び助言を参考に慎重に検討するとともに、それぞれにおいて両社の資本関係、過去の類似の株式交換事例における株式交換比率、両社の財務状況、業績動向等を勘案し、両社間でこれらを踏まえた交渉・協議を重ねました。その結果、当社及びジー・モードは、それぞれ上記の株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことにつき、平成23年10月6日に開催された当社及びジー・モードの取締役会の決議に基づき、両社間で本株式交換契約を締結いたしました。

ハ. 負ののれん発生益の金額及び発生原因

・負ののれん発生益の金額

572,213千円

・発生原因

当該株式交換に伴う少数株主持分の減少額が取得原価を上回ったためであります。

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,082円80銭
(2) 1株当たり当期純利益金額	49円46銭

当社は、平成23年12月20日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。

なお、当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前連結会計年度における1株当たり情報については、以下のとおりとなります。

1株当たり純資産額	1,205円77銭
1株当たり当期純利益金額	32円95銭

貸借対照表

(平成23年12月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
流動資産	7,228,134	流動負債	702,895
現金及び預金	1,029,868	買掛金	269,724
売掛金	478,885	未払金	244,400
有価証券	5,130,204	未払費用	9,457
仕掛品	1,517	未払法人税等	22,104
前渡金	58,778	前受金	133,958
前払費用	18,710	預り金	5,523
関係会社短期貸付金	355,000	賞与引当金	1,001
その他	155,170	その他	16,725
固定資産	6,425,560	負債合計	702,895
有形固定資産	6,714	純資産の部	
建物	3,574	株主資本	13,190,335
工具、器具及び備品	3,140	資本金	13,264,700
無形固定資産	1,265,229	資本剰余金	1,064,463
商標権	287	資本準備金	1,064,463
ソフトウェア	1,179,221	利益剰余金	△1,130,113
ソフトウェア仮勘定	82,834	その他利益剰余金	△1,130,113
その他	2,885	繰越利益剰余金	△1,130,113
投資その他の資産	5,153,616	自己株式	△8,714
投資有価証券	235,683	評価・換算差額等	△239,915
関係会社株式	4,619,690	その他有価証券評価差額金	△239,915
出資金	50	新株予約権	379
長期前払費用	3,782	純資産合計	12,950,799
敷金及び保証金	294,409	負債・純資産合計	13,653,695
資産合計	13,653,695		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（平成23年1月1日から
平成23年12月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金	額
売上高		3,987,466
売上原価		2,193,100
売上総利益		1,794,366
販売費及び一般管理費		1,303,186
営業利益		491,179
営業外収益		
受取利息	3,199	
有価証券利息	12,265	
受取配当金	14,435	
受取賃貸料	20,626	
その他	1,080	51,607
営業外費用		
支払利息	41	
投資事業組合運用損	10,352	
支払手数料	59,655	
為替差損	6,207	
その他	934	77,192
経常利益		465,594
特別利益		
投資有価証券売却益	21,105	
関係会社株式売却益	1,566	
関係会社清算益	14,575	37,247
特別損失		
固定資産臨時償却費	52,812	
固定資産除却損	152,599	
投資有価証券評価損	63,611	
関係会社株式評価損	93,951	
その他	10,140	373,114
税引前当期純利益		129,727
法人税、住民税及び事業税		75,049
当期純利益		54,677

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成23年1月1日から
平成23年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	その他利益剰余金			
			繰越利益剰余金			
平成22年12月31日 残高	13,263,950	—	△1,184,791	△8,714	12,070,444	
事業年度中の変動額						
新株の発行	750	1,064,463			1,065,213	
当期純利益			54,677		54,677	
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)					—	
事業年度中の変動額合計	750	1,064,463	54,677	—	1,119,891	
平成23年12月31日 残高	13,264,700	1,064,463	△1,130,113	△8,714	13,190,335	

	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金		
平成22年12月31日 残高	△51,330	—	12,019,113
事業年度中の変動額			
新株の発行			1,065,213
当期純利益			54,677
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	△188,585	379	△188,205
事業年度中の変動額合計	△188,585	379	931,685
平成23年12月31日 残高	△239,915	379	12,950,799

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

イ. 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

ロ. その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価を把握することが極めて困難と認められるもの 移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への投資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② たな卸資産

イ. 商品

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

ロ. 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10～11年

工具、器具及び備品 5～11年

② 無形固定資産

イ. 市場販売目的ソフトウェア

見積販売数量又は見込販売収益に基づく償却額と、販売可能期間（3年以内）に基づく償却額のいずれか多い金額をもって償却

ロ. 自社利用ソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

ハ. その他

定額法

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年12月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

- ① 受注制作のソフトウェアに係る収益及び費用の計上基準

- イ. 当事業年度末までの進捗部分 工事進行基準
について成果の確実性が認められる契約
- ロ. その他の契約 工事完成基準

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- ① 繰延資産の処理方法
- イ. 株式交付費 発生時に全額費用として処理しております。
- ② 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- ③ 消費税等の処理方法 税抜方式

(6) 重要な会計方針の変更

- ① 資産除去債務に関する会計基準の適用

当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。

これにより、営業利益、経常利益はそれぞれ1,335千円、税引前当期純利益は11,475千円減少しております。

- ② 貸借対照表の表示方法の変更

前事業年度において、投資その他の資産の「その他」に含めておりました「敷金及び保証金」（前事業年度は90,337千円）は、資産の総額の100分の1を超えたため、区分掲記いたしました。

(7) 追加情報

- ① 固定資産の臨時償却

当社は、本社を移転する予定であり、当事業年度において、移転に際して除却が見込まれる固定資産の耐用年数を移転予定時までの期間に短縮しております。この耐用年数の短縮に伴い、固定資産臨時償却費52,812千円を特別損失に計上しております。

② 市場販売目的ソフトウェアの減価償却の方法

市場販売目的ソフトウェアの減価償却の方法については、従来、見積販売数量を基準として販売数量に応じた割合に基づく償却額と、販売可能期間（3年）に基づく償却額のいずれが多い金額をもって償却としておりましたが、数量以外の指標を基準として収益を獲得する形態が発生し始めたことから、見込販売数量又は見込販売収益に基づく償却額と、販売可能期間（3年以内）に基づく償却額のいずれが多い金額をもって償却することといたしました。

③ 表示区分の変更

財務アドバイザー等の手数料については、従来、重要性が乏しいため、営業活動から発生する手数料とともに「販売費及び一般管理費」に含めて計上しておりましたが、会社分割に伴う手数料等が発生したことを契機に営業活動以外の費用であることを明確にするため、当事業年度より営業外費用の「支払手数料」として計上することといたしました。

財務アドバイザー等の手数料については、従来、重要性が乏しいため、営業活動から発生する手数料とともに「販売費及び一般管理費」に含めて計上しておりましたが、会社分割に伴う手数料等が発生したことを契機に営業活動以外の費用であることを明確にするため、当事業年度より営業外費用の「支払手数料」として計上することといたしました。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	238,479千円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
① 短期金銭債権	162,090千円
② 短期金銭債務	371,107千円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高	
① 営業取引による取引高	
イ. 売上高	234,567千円
ロ. 委託加工費等	1,775,924千円
② 営業取引以外の取引による取引高	63,145千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	14株	1,386株	一株	1,400株

(注) 1. 当連結会計年度増加株式数1,386株は、株式分割による増加であります。

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）

売上原価否認	22,772千円
未払事業税	8,376
その他	3,031
小計	34,180
評価性引当額	△34,180
合計	—

繰延税金資産（固定）

ソフトウェア償却超過額	145,182千円
ソフトウェア仮勘定評価損	1,478,802
投資有価証券評価損	218,523
関係会社株式	2,759,526
繰越欠損金	1,411,161
その他	131,906
小計	6,145,104
評価性引当額	△6,145,104
合計	—

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	40.7%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.1
受取配当等永久に益金に算入されない項目	△8.9
外国法人税額等	56.7
評価性引当額の減少	△34.1
その他	1.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	57.9

(3) 法人税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。

この変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額に与える影響はありません。

6. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
主要株主(法人)	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	被所有 直接12.3	営業取引、 役員の兼任	当社製品の販売	2,367,473	前受金	109,208

(注) 1. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社製品の販売については、市場価格を参考しております。

(2) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	株式会社アプリックス	所有 直接100.0	業務委託及び 設備の賃貸 役員の兼任	業務委託 設備の賃貸	911,244 20,626	買掛金 未払金 その他の流動資産	159,652 73,967 1,031
	株式会社アニメインターナショナルカンパニー	所有 直接100.0	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付 利息の受取	355,000 2,812	関係会社短期貸付金 その他の流動資産	355,000 1,057

(注) 1. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- ①株式会社アプリックスとの業務委託費及び設備の賃貸料については、総原価、商慣習等を考慮し、同社との協議により決定しております。
- ②株式会社アニメインターナショナルカンパニーに対する資金の貸付は、市場金利を勘案して決定しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|------------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,031円70銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益金額 | 5円30銭 |

当社は、平成23年12月20日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。

なお、当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前事業年度における1株当たり情報については、以下のとおりとなります。

- | | |
|--------------|-----------|
| 1株当たり純資産額 | 1,186円25銭 |
| 1株当たり当期純利益金額 | 15円66銭 |

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成24年 2月10日

ガイアホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松 野 雄 一 郎 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 原 井 武 志 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ガイアホールディングス株式会社（旧社名：株式会社アプリックス）の平成23年1月1日から平成23年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ガイアホールディングス株式会社（旧社名：株式会社アプリックス）及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成24年 2月10日

ガイアホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 松 野 雄 一 郎 ㊞
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 原 井 武 志 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ガイアホールディングス株式会社（旧社名：株式会社アプリックス）の平成23年1月1日から平成23年12月31日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、平成23年1月1日から平成23年12月31日までの第27期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査役監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針並びに職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるとともに、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、当社監査役会規程並びに監査役会が定めた平成23年度監査計画等に準拠するとともに、公益社団法人日本監査役協会の定める監査役監査実施基準及び監査役監査実施要領等を参照しながら監査を行い、取締役、執行役員、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、取締役会、執行役員会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役並びに監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について四半期毎に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一. 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二. 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三. 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四. 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年2月17日

ガイアホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 根本 忍 ㊟

監査役 楠 木 建 ㊟

監査役 長 橋 賢 吾 ㊟

(注) 監査役楠木建並びに長橋賢吾は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の件

1. 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の理由

本定時株主総会にて本件を付議し承認可決されることによって、将来における株主の皆様への配当をより早く実現したいと考えております。

当社は、平成23年12月期は配当可能な利益がないことから配当を実施しておりませんが、収益力の向上に注力し利益を積み上げるとともに、本件の実施により配当を可能とする剰余金を早期に確保することで、中長期的な視点で当社株式を保有していただいている株主の皆様へ、継続的な配当を実現できるようにしていく所存であります。

つきましては、早期に配当可能額を確保し配当を実現するため、純資産の部の資本準備金を全額取り崩すことにより欠損金を填補するものであります。

2. 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の内容

会社法第448条第1項の規定に基づき、平成23年12月31日時点の資本準備金の全額である1,064,463,200円を減少、その他資本剰余金を1,064,463,200円増加させます。その後、会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金のうち1,064,463,200円を減少、繰越利益剰余金を1,064,463,200円増加させ、同額分の欠損を解消するものであります。

3. 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分が効力を生じる日

平成24年3月27日

第2号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（8名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、会社規模及び事業領域の拡大に伴い、当社の経営体制の強化を図るため、取締役2名を増員し取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	郡山 龍 (コオリヤマ リュウ) (昭和38年9月8日生)	昭和62年6月 当社 代表取締役社長 平成13年11月 当社 代表取締役会長 平成14年9月 当社 代表取締役会長 兼 社長 平成18年3月 当社 代表取締役会長 兼 最高経営責任者（研究開発部門担当） 平成20年3月 当社 代表取締役 兼 取締役社長 兼 執行役員（総括） 平成20年5月 Director, Chairman, iaSolution Inc. 平成21年3月 当社 代表取締役 兼 取締役社長 平成21年6月 株式会社ジー・モード 社外取締役 平成23年4月 株式会社アプリックス 社外取締役（現任） 平成23年8月 当社 取締役会長 株式会社ジー・モード 代表取締役社長（現任） Director, iaSolution Inc.（現任） 平成23年12月 当社 代表取締役 CEO（現任） 【重要な兼職の状況】 株式会社ジー・モード 代表取締役社長 Director, iaSolution Inc. 株式会社アプリックス 社外取締役	1,080,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式数
2	鈴木 智也 (スズキ トモヤ) (昭和47年4月11日生)	<p>平成7年4月 日本システムウェア株式会社 入社</p> <p>平成10年3月 当社 入社</p> <p>平成17年3月 当社 執行役員 研究開発本部 副本部長</p> <p>平成19年9月 当社 執行役員常務 研究開発本 部 本部長 兼 営業&DBC本部 本 部長代理</p> <p>平成20年3月 当社 執行役員常務 研究開発本 部 本部長 兼 営業&DBC本部 本 部長</p> <p>平成20年6月 当社 執行役員常務 研究開発本 部 本部長</p> <p>平成22年1月 Director, iaSolution Inc. (現 任)</p> <p>平成22年3月 当社 取締役</p> <p>平成23年4月 当社 執行役員常務 (現任) 株式会社アプリックス 代表取締 役CEO (現任)</p> <p>平成23年6月 株式会社ジー・モード 社外取 締役</p> <p>平成23年8月 当社 代表取締役 兼 取締役社長</p> <p>平成23年12月 当社 取締役社長 兼 COO (現 任)</p> <p>平成24年1月 株式会社ジー・モード 取締役 CTO (現任)</p> <p>【重要な兼職の状況】 株式会社ジー・モード 取締役CTO Director, iaSolution Inc. 株式会社アプリックス 代表取締役CEO</p>	600株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株式数
3	房 達 章 (ファンターチャン) (昭和52年10月22日生)	<p>平成12年5月 iaSolution Inc. 入社 Product Manager</p> <p>平成13年6月 Mobile Device Group Director, iaSolution Inc.</p> <p>平成15年6月 CT0, iaSolution Inc.</p> <p>平成16年9月 当社 研究開発本部 グループマネージャー</p> <p>平成19年4月 当社 執行役員 Director, President and CEO, iaSolution Inc.</p> <p>平成21年3月 当社 APAC地域事業総括</p> <p>平成22年3月 当社 取締役 (現任)</p> <p>平成22年8月 当社 執行役員常務 兼 海外事業 総括</p> <p>平成23年4月 当社 執行役員常務 (現任)</p> <p>平成23年8月 Director, Chairman, iaSolution Inc. (現任)</p> <p>【重要な兼職の状況】 Director, Chairman, iaSolution Inc.</p>	14,800株
4	伊 藤 洋 (イトウヒロシ) (昭和30年1月13日生)	<p>昭和54年4月 セイコーインスツルメンツ株式 会社 入社 本社経理部</p> <p>昭和57年1月 Seiko Industrial da Amazonia S.A. (ブラジル) 取締役管理部長</p> <p>昭和62年5月 Lentos Plasticos S.A. (メキシ コ) 取締役 兼 副社長</p> <p>平成2年8月 Seiko Instruments Singapore Pte. Ltd. (シンガポール) 取締 役管理部長</p> <p>平成4年4月 Seiko Instruments USA Inc. (カリフォルニア、米国) 副社 長 兼 CFO</p> <p>平成9年1月 Deloitte & Touche LLP, M&A Group (カリフォルニア、米国) 出向留学</p> <p>平成9年9月 The Anderson School at UCLA, Advanced MBA 修了</p>	—

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式数
4	伊 藤 洋 (イトウ ヒロシ) (昭和30年1月13日生)	<p>平成10年1月 セイコーインスツルメンツ株式 会社 時計事業本部 事業管理部 部長</p> <p>平成10年6月 盛岡セイコー工業株式会社 取 締役総務部長</p> <p>平成12年12月 Time Module HK Ltd. (香港) 常務取締役 兼 CFO</p> <p>平成18年11月 リソース・グローバル・プロフ ェッショナル・ジャパン株式会 社(東京) プロジェクト・コン サルタント</p> <p>平成21年6月 当社 執行役員 (現任)</p> <p>平成22年1月 Supervisor, iaSolution Inc. (現任)</p> <p>平成23年3月 当社 取締役 (現任)</p> <p>平成23年4月 株式会社アプリックス 監査役</p> <p>平成23年5月 株式会社アプリックス 社外取 締役 (現任)</p> <p>【重要な兼職の状況】 Supervisor, iaSolution Inc. 株式会社アプリックス 社外取締役</p>	—

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式数
5	※ 三 浦 亨 (ミウラ トオル) (昭和28年8月5日生)	昭和57年7月 株式会社アニメインターナシ ョナルカンパニー設立に参加 昭和60年5月 同社 代表取締役社長 平成20年5月 新設分割により、株式会社アニ メインターナショナルカンパニ ー設立、同社代表取締役社長に 就任 (現任) 【重要な兼職の状況】 株式会社アニメインターナショナルカンパニー 代表取締役社長	—
6	※ 桑 原 敏 道 (クワハラ トシミチ) (昭和47年2月15日生)	平成11年8月 株式会社エンターテインメン ト・ソフトウェア・パブリッシ ング入社 平成12年8月 株式会社ジー・モード入社 平成13年11月 同社 コンテンツ事業部長 平成14年11月 同社 コンテンツ事業本部長 平成17年8月 同社 PCオンライン事業JV設立 準備室長 平成17年10月 ガンホー・モード株式会社 取締役コンテンツ開発部長 平成20年4月 株式会社ジー・モード 社長室長 平成20年10月 同社 カジュアルコミュニケー ション事業本部長 平成22年4月 同社 新規事業本部長 平成23年6月 同社 取締役 (現任) 平成23年9月 同社 執行役員 (現任) 【重要な兼職の状況】 株式会社ジー・モード 取締役	5,049株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式数
7	詹 兆 源 (チャン チャオユエン) (昭和43年10月15日生)	<p>平成8年6月 The Andersen School at UCLA, MBA 修了</p> <p>平成8年9月 Associate, Telecommunication/ Electronics Practice, McKinsey & Company</p> <p>平成10年9月 Engagement Manager, Telecommunication/Electronics Practice, McKinsey & Company</p> <p>平成12年5月 Angel investor and strategy advisor, iaSolution Inc.</p> <p>平成13年9月 Engagement Manager, Telecommunication Practice, A.T. Kearney</p> <p>平成14年12月 iaSolution Inc. 入社 VP, Overseas Business Division</p> <p>平成15年11月 VP, Terminal Business Unit, iaSolution Inc.</p> <p>平成17年3月 同社 退社</p> <p>平成18年3月 AVP, Wireless Business Unit, Quanta Computer</p> <p>平成19年5月 General Manager, Wireless Business Unit, Quanta Computer</p> <p>平成20年12月 VP, Navigation Phone Business, MiTAC International</p> <p>平成22年1月 iaSolution Inc. 入社 EVP, Strategy and Corporate Development (現任)</p> <p>平成23年3月 当社 取締役 (現任)</p> <p>平成23年4月 当社 執行役員 (現任)</p>	—

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
8	岡田 朋之 (オカダ トモユキ) (昭和38年11月20日生)	<p>昭和62年2月 米国 Motorola Inc. 入社 NTT向け端末開発グループ</p> <p>平成8年8月 同社 セルラー・サブスクライバー・セクター ジャパン・セルラー端末グループ エンジニアリング・マネージャ</p> <p>平成9年8月 同社 同セクター エンジニアリング・マネージャ 兼 NTTドコモ向け WCDMAプロジェクト・マネージャ (日本赴任)</p> <p>平成12年12月 同社 パーソナルコミュニケーション事業部 オペレーションディレクター</p> <p>平成14年12月 同社 パーソナルコミュニケーション事業部 事業部長</p> <p>平成16年1月 モトローラ株式会社 取締役</p> <p>平成16年2月 Motorola Asia Pacific Pte. Ltd. バイスプレジデント</p> <p>平成18年5月 モトローラ株式会社 常務取締役</p> <p>平成19年7月 米国 Azingo, Inc. 事業開発担当 バイスプレジデント</p> <p>平成21年1月 Aplix Corporation of America 入社 当社 執行役員 営業&DBC本部 副本部長 兼 研究開発本部 副本部長代行</p> <p>平成22年8月 当社 執行役員 兼 営業&DBC本部 本部長</p> <p>平成23年3月 当社 取締役 (現任)</p> <p>平成23年4月 当社 執行役員 (現任)</p> <p>平成23年5月 株式会社アプリックス 取締役 (現任)</p> <p>【重要な兼職の状況】 株式会社アプリックス 取締役</p>	500株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
9	渡 邊 信 之 (ワタナベ ノブユキ) (昭和38年6月30日生)	<p>昭和61年4月 日本電信電話株式会社 入社 平成11年1月 NTT移動通信網株式会社 (現株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ) 転籍</p> <p>平成15年4月 同社 移動機開発部 担当部長 平成18年3月 当社 社外取締役 (現任) 平成20年7月 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ プロダクト部 技術企画担当部長 (現任)</p> <p>【重要な兼職の状況】 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ プロダクト部 技術企画担当部長</p>	—
10	黒 崎 守 峰 (クロサキ モリオ) (昭和31年10月9日生)	<p>昭和54年9月 インテル株式会社 入社 昭和60年7月 デイジーシステム・ジャパン 入社</p> <p>昭和61年7月 ウェスタンデジタルジャパン株式会社 入社</p> <p>昭和63年7月 株式会社アイシス 設立 代表取締役社長</p> <p>平成11年11月 株式会社アイティーファーム 設立 代表取締役社長 (現任) 平成15年11月 Takumi Technology 取締役 平成17年2月 巧テクノロジー株式会社 代表取締役 (現任)</p> <p>平成17年3月 当社 社外取締役 平成19年3月 当社 社外取締役 退任 平成20年3月 Ubitus Inc. 取締役 (現任) 平成20年4月 株式会社ブロードテイル 社外取締役 平成23年3月 当社 社外取締役 (現任) 平成23年12月 トレジャーデータ株式会社 設立 代表取締役 (現任)</p> <p>【重要な兼職の状況】 株式会社アイティーファーム 代表取締役社長 巧テクノロジー株式会社 代表取締役 Ubitus Inc. 取締役 トレジャーデータ株式会社 代表取締役</p>	—

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. ※は新任候補者であります。

3. 渡邊信之氏、黒崎守峰氏は社外取締役候補者であります。

4. 両氏を社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。

渡邊信之氏は、社外取締役となること以外の方法で経営に関与したことはありませんが、当社筆頭株主であり主要顧客である株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモの技術企画担当部長として培われた豊富な経験と幅広い見識を活かして、当社の事業運営に幅広く助言をいただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものです。

黒崎守峰氏は、ITテクノロジー分野でベンチャーの事業の立ち上げを数多く支援してきた幅広く高度な知見と経験を当社の事業運営に活かしていただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものです。

5. 渡邊信之氏は、現在及び過去5年間において、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモの業務執行者であり、その地位及び担当に関する事項は「略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）」に記載のとおりであります。なお、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモは、会社法施行規則第2条第3項第19号に定める特定関係事業者であります。

6. 渡邊信之氏及び黒崎守峰氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、それぞれ6年及び1年となります。

7. 社外取締役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。

当社は、渡邊信之氏及び黒崎守峰氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第29条の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、金300万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。なお、両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。

8. 当社は、平成23年4月1日をもって当社の主力事業であるソフトウェア基盤技術事業のうち国内事業を新設分割の方法により会社分割しました。これにより当社は持株会社に移行し、商号を「ガイアホールディングス株式会社」に変更、会社分割により新設した子会社の商号を当社旧商号の「株式会社アプリックス」といたしました。

第3号議案 補欠取締役2名選任の件

法令に定める取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第2項の規定に基づき、予め補欠取締役2名の選任をお願いするものであります。

補欠取締役が就任する順位につきましては、直井徹氏を第一順位とし、太田洋氏を第二順位といたします。

補欠取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	直井 徹 (ナオイトオル) (昭和37年12月25日生)	昭和62年4月 日本電気テレコムシステム株式会社(現日本電気通信システム株式会社)入社 平成16年2月 当社 入社 平成20年9月 当社 コーポレート本部副本部長 当社 執行役員 兼 コーポレート本部本部長 平成23年4月 株式会社アプリックス 取締役社長 兼 COO (現任) 平成23年6月 株式会社アニメインターナショナルカンパニー 社外取締役 (現任) 【重要な兼職の状況】 株式会社アプリックス 取締役社長 兼 COO 株式会社アニメインターナショナルカンパニー 社外取締役	—

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の 株 式 数
2	太 田 洋 (オオタ ヒロシ) (昭和33年1月28日生)	<p>昭和55年4月 日本物理探鑛株式会社 入社</p> <p>昭和60年9月 日本シュルンベルジュ株式会社 入社</p> <p>昭和63年9月 新日本製鐵株式会社 入社</p> <p>平成4年9月 株式会社東京デジタルフォン (現ソフトバンクモバイル株式 会社) 出向</p> <p>平成13年7月 新日本製鐵株式会社 退社</p> <p>平成13年8月 ジェミナイ・モバイル・テクノ ロジーズ株式会社 代表取締役</p> <p>平成13年9月 ジェミナイ・モバイル・テクノ ロジーズInc. 取締役 (現任) 、 CTO</p> <p>平成17年4月 ボーダフォン株式会社 (現ソフ トバンクモバイル株式会社) 常 務業務執行役員</p> <p>平成17年5月 同社 専務執行役 プロダクトマ ネージメント開発本部長</p> <p>平成17年7月 同社 専務執行役 プロダクト・ サービス開発本部長 ジェミナイ・モバイル・テクノ ロジーズ株式会社 代表取締役 退任、取締役 就任</p> <p>平成18年3月 当社 取締役</p> <p>平成18年10月 ソフトバンクモバイル株式会社 専務執行役 プロダクト・サービ ス開発本部長</p> <p>平成19年2月 ジェミナイ・モバイル・テクノ ロジーズInc. CTO 退任 ソフトバンクモバイル株式会社 出向解除</p> <p>平成19年3月 同社 入社</p> <p>平成19年9月 同社 専務執行役 プロダクト・ サービス開発本部長 辞任 同社 退社</p>	—

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株式数
2	太 田 洋 (オオタ ヒロシ) (昭和33年1月28日生)	<p>平成19年10月 ジェミナイ・モバイル・テクノロジー株式会社 代表取締役 (現任)</p> <p>平成21年4月 ジェミナイ・モバイル・テクノロジーInc. CMO</p> <p>平成21年9月 株式会社モコティ 代表取締役</p> <p>平成22年2月 ジェミナイ・モバイル・テクノロジー Inc. CMO 退任、CEO 就任 (現任)</p> <p>平成22年3月 当社 取締役 辞任、補欠取締役 就任 (現任)</p> <p>平成22年4月 株式会社モコティ 代表取締役 退任</p> <p>【重要な兼職の状況】 ジェミナイ・モバイル・テクノロジー株式会社 代表取締役 ジェミナイ・モバイル・テクノロジー Inc. 取締役 CEO</p>	—

- (注) 1. 候補者直井徹氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
候補者太田洋氏は、ジェミナイ・モバイル・テクノロジー Inc. の取締役CEOを兼務しております。なお、当社は同社の転換社債を保有しております。
2. ※は新任候補者であります。
3. 太田洋氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
4. 太田洋氏を補欠の社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。
当社の顧客であるソフトバンクモバイル株式会社のプロダクト・サービス開発本部長をはじめとする豊富な経験と幅広い見識を活かして、当社の事業運営に幅広く助言をいただけるものと判断し、補欠の社外取締役として選任をお願いするものです。
5. 補欠の社外取締役候補者が、社外取締役に就任する場合に締結する責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。
当社は、定款第29条において、社外取締役との間で、会社法第427条第1項に基づき会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、金300万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。これにより、太田洋氏が社外取締役に就任された場合、当社は同氏との間の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、平成23年4月1日をもって当社の主力事業であるソフトウェア基盤技術事業のうち国内事業を新設分割の方法により会社分割しました。これにより当社は持株会社に移行し、商号を「ガイアホールディングス株式会社」に変更、会社分割により新設した子会社の商号を当社旧商号の「株式会社アプリックス」といたしました。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第2項の規定に基づき、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
新田喜男 (ニッタヨシオ) (昭和13年9月27日生)	昭和37年4月 野村証券株式会社 入社	—
	昭和46年4月 ハーバード・ロー・スクール 特別研修生	
	昭和47年9月 野村証券株式会社 引受部	
	昭和48年7月 ボザーノ・シモンセン投資銀行(ブラジル) 駐在員代表	
	昭和57年11月 野村証券株式会社 国際金融部長	
	昭和58年3月 ノムラ・インターナショナル・リミテッド(ロンドン) 副社長	
	昭和60年7月 ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナル(ニューヨーク) 副社長	
	昭和62年12月 野村・バブコック・ブラウン株式会社 常務取締役	
	平成元年6月 野村企業情報株式会社 常務取締役	
	平成4年6月 同社 専務取締役	
	平成11年7月 TOKYO企業情報株式会社 創業 代表取締役社長	
	平成16年6月 同社 代表取締役会長	
	平成21年3月 同社 取締役会長(現任) 当社 補欠監査役(現任)	
平成22年2月 株式会社一柳アソシエイツ 顧問(現任)		
【重要な兼職の状況】 TOKYO企業情報株式会社 取締役会長		

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 新田喜男氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 新田喜男氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は以下のとおりであります。
長年企業の役員に就任しており、その培われた知識を、監査役に就任された場合に当社の監査体制に活かしていただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 補欠の社外監査役候補者が、社外監査役に就任する場合に締結する責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。
当社は、定款第39条において、社外監査役との間で、会社法第427条第1項に基づき会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、金100万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。これにより、新田喜男氏が社外監査役に就任された場合、当社は同氏との間の責任限定契約を締結する予定であります。

以上

＜インターネットによる議決権行使のご案内＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン又は携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（但し、毎日午前2時から午前5時まででは取り扱いを休止します。）

※「iモード」は㈱エス・ティ・ティ・ドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標又は登録商標です。

- (2) パソコンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）及び携帯電話情報送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、平成24年3月26日（月曜日）の午後7時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要となりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以 上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

- ・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区永田町二丁目16番2号

星陵会館 ホール

電話 03 (3581) 5650



- 交通
- ・東京メトロ有楽町線・半蔵門線永田町駅下車6番出口より徒歩3分
 - ・東京メトロ千代田線国会議事堂前駅下車5番出口より徒歩5分
 - ・東京メトロ南北線溜池山王下駅下車（国会議事堂前駅5番出口）より徒歩5分
 - ・東京メトロ銀座線・丸の内線赤坂見附駅より徒歩7分
- 当日は、公共交通機関をご利用下さい。